

特定小売供給約款変更届出書

令和 6 年 2 月 6 日

東京電力エナジーパートナー株式会社

特定小売供給約款変更届出書

エ 経 料 発 5 第 3 号

令和 6 年 2 月 6 日

経済産業大臣 齋 藤 健 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力エナジーパートナー株式会社

代表取締役社長 山 岸 桃 子

改正法附則第18条第 4 項の規定および平成26年改正法附則第16条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第 4 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款を変更したいので届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙 特定小売供給約款のとおりであります。
実 施 期 日	令 和 6 年 4 月 1 日

特定小売供給約款変更届出書

エ 経 料 発 5 第 3 号

令和 6 年 2 月 6 日

経済産業大臣 齋 藤 健 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力エナジーパートナー株式会社

代表取締役社長 山 岸 桃 子

改正法附則第18条第 4 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款を変更したいので届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙 特定小売供給約款のとおりであります。
実 施 期 日	令 和 6 年 4 月 1 日

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 25 条の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 供給条件の変更の内容および新旧比較表
- 3 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則様式第 14 から第 17 までにより作成した書類
 - (様式第 14) 特殊変動額総括表
 - (様式第 14 の 2) 特殊送配電非関連費明細表
 - (様式第 15) 特殊送配電関連費等計算表
 - (様式第 16) 特殊原価等集計表
 - (様式第 17)
 - 第 1 表 特殊変動費と料金収入の変動分の比較表

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、令和6年1月17日に認可を受けた各一般送配電事業者の託送供給等約款の見直しにともない、一般送配電事業者等に支払うべき料金の額の増加に対応すべく新たな料金率を設定することといたしました。

つきましては、改正法附則第18条第4項の規定にもとづき、ここに特定小売供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 供給条件の変更の内容 および新旧比較表

供給条件の変更の内容

改正法附則第18条第4項の規定にもとづき届け出る特定小売供給約款の変更につきましては、託送料金の見直しを料金率に反映するために必要となる変更を行ないました。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）
特定小売供給約款 令和 5 年 6 月 1 日 実施 東京電力エナジーパートナー株式会社	特定小売供給約款 令和 6 年 4 月 1 日 実施 東京電力エナジーパートナー株式会社

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
I 総 則 1 適用 (1) 当社が，一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。 (2) この供給約款は，当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県， 山梨県，静岡県（富士川以東） 2 供給約款の認可および変更 (1) この供給約款は，<u>電気事業法附則第 18 条第 1 項</u>の規定にもとづき，経済産業大臣の<u>認可を受けた</u>ものです。 (2) 当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この供給約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の特定小売供給約款によります。 3 定義 次の言葉は，この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低 圧 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。 (2) 電 灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (3) 小 型 機 器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用する，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。 (4) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。	I 総 則 1 適用 (1) 当社が，一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。 (2) この供給約款は，当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県， 山梨県，静岡県（富士川以東） 2 供給約款の届出および変更 (1) この供給約款は，<u>電気事業法附則第 18 条第 4 項</u>の規定にもとづき，経済産業大臣に<u>届け出た</u>ものです。 (2) 当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この供給約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の特定小売供給約款によります。 3 定義 次の言葉は，この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低 圧 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。 (2) 電 灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (3) 小 型 機 器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用する，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。 (4) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
(5) 契 約 負 荷 設 備 契約上使用できる負荷設備をいいます。	(5) 契 約 負 荷 設 備 契約上使用できる負荷設備をいいます。
(6) 契 約 主 開 閉 器 契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。	(6) 契 約 主 開 閉 器 契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
(7) 契 約 電 流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相２線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。	(7) 契 約 電 流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相２線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。
(8) 契 約 容 量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。	(8) 契 約 容 量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
(9) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。	(9) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
(10) 夏 季 毎年７月１日から９月３０日までの期間をいいます。	(10) 夏 季 毎年７月１日から９月３０日までの期間をいいます。
(11) そ の 他 季 毎年10月１日から翌年の６月３０日までの期間をいいます。	(11) そ の 他 季 毎年10月１日から翌年の６月３０日までの期間をいいます。
(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。	(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。
(13) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。	(13) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。
(14) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年１月１日から３月３１日までの期間、２月１日から４月３０日までの期間、３月１日から５月３１日までの期間、４月１日から６月３０日までの期間、５月１日から７月３１日までの期間、６月１日から８月３１日までの期間、７月１日から９月３０日までの期間、８月１日から１０月３１日までの期間、９月１日から１１月３０日までの期間、１０月１日から１２月３１日までの期間、１１月１日から翌年の１月３１日までの期間または１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間といたします。）をいいます。	(14) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年１月１日から３月３１日までの期間、２月１日から４月３０日までの期間、３月１日から５月３１日までの期間、４月１日から６月３０日までの期間、５月１日から７月３１日までの期間、６月１日から８月３１日までの期間、７月１日から９月３０日までの期間、８月１日から１０月３１日までの期間、９月１日から１１月３０日までの期間、１０月１日から１２月３１日までの期間、１１月１日から翌年の１月３１日までの期間または１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間といたします。）をいいます。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
４ 単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、１ワットまたは１ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (2) 契約容量の単位は、１キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (3) 契約電力の単位は、１キロワットとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。 (4) 使用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 ５ 実 施 細 目 この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。	４ 単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、１ワットまたは１ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (2) 契約容量の単位は、１キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (3) 契約電力の単位は、１キロワットとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。 (4) 使用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 ５ 実 施 細 目 この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
Ⅱ 契 約 の 申 込 み	Ⅱ 契 約 の 申 込 み
6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款ならびにお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所，供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備，蓄電池，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法 (2) 契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (3) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。 7 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (2) 契約期間は，次によります。 イ 契約期間は，臨時電灯および臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。 ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。	6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款ならびにお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所，供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備，蓄電池，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法 (2) 契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (3) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。 7 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (2) 契約期間は，次によります。 イ 契約期間は，臨時電灯および臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。 ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）
ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。 ニ お客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。	ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。 ニ お客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。
8 需 要 場 所 需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。	8 需 要 場 所 需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。
9 需給契約の単位 当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。 (1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力 (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合 (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。	9 需給契約の単位 当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。 (1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力 (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合 (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。
10 供 給 の 開 始 (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。 (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ	10 供 給 の 開 始 (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。 (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）
定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。	定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。
11 供給の単位 当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。	11 供給の単位 当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。
12 承諾の限界 当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。	12 承諾の限界 当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。
13 需給契約書の作成 特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。	13 需給契約書の作成 特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）																										
Ⅲ 契約種別および料金																										
14 契 約 種 別																										
契約種別は，次のとおりといたします。																										
	<table><tr><th>需 要 区 分</th><th colspan="2">契 約 種 別</th></tr><tr><td rowspan="9">電 灯 需 要</td><td colspan="2">定 額 電 灯</td></tr><tr><td rowspan="3">従 量 電 灯</td><td>A</td></tr><tr><td>B</td></tr><tr><td>C</td></tr><tr><td rowspan="3">臨 時 電 灯</td><td>A</td></tr><tr><td>B</td></tr><tr><td>C</td></tr><tr><td rowspan="2">公 衆 街 路 灯</td><td>A</td></tr><tr><td>B</td></tr><tr><td rowspan="3">電 力 需 要</td><td colspan="2">低 圧 電 力</td></tr><tr><td colspan="2">臨 時 電 力</td></tr><tr><td colspan="2">農 事 用 電 力</td></tr></table>		需 要 区 分	契 約 種 別		電 灯 需 要	定 額 電 灯		従 量 電 灯	A	B	C	臨 時 電 灯	A	B	C	公 衆 街 路 灯	A	B	電 力 需 要	低 圧 電 力		臨 時 電 力		農 事 用 電 力	
需 要 区 分	契 約 種 別																									
電 灯 需 要	定 額 電 灯																									
	従 量 電 灯	A																								
		B																								
		C																								
	臨 時 電 灯	A																								
		B																								
		C																								
	公 衆 街 路 灯	A																								
		B																								
電 力 需 要	低 圧 電 力																									
	臨 時 電 力																									
	農 事 用 電 力																									
15 定 額 電 灯																										
(1) 適 用 範 囲																										
電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。																										
(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数																										
供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。																										

新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）																										
Ⅲ 契約種別および料金																										
14 契 約 種 別																										
契約種別は，次のとおりといたします。																										
	<table><tr><th>需 要 区 分</th><th colspan="2">契 約 種 別</th></tr><tr><td rowspan="9">電 灯 需 要</td><td colspan="2">定 額 電 灯</td></tr><tr><td rowspan="3">従 量 電 灯</td><td>A</td></tr><tr><td>B</td></tr><tr><td>C</td></tr><tr><td rowspan="3">臨 時 電 灯</td><td>A</td></tr><tr><td>B</td></tr><tr><td>C</td></tr><tr><td rowspan="2">公 衆 街 路 灯</td><td>A</td></tr><tr><td>B</td></tr><tr><td rowspan="3">電 力 需 要</td><td colspan="2">低 圧 電 力</td></tr><tr><td colspan="2">臨 時 電 力</td></tr><tr><td colspan="2">農 事 用 電 力</td></tr></table>		需 要 区 分	契 約 種 別		電 灯 需 要	定 額 電 灯		従 量 電 灯	A	B	C	臨 時 電 灯	A	B	C	公 衆 街 路 灯	A	B	電 力 需 要	低 圧 電 力		臨 時 電 力		農 事 用 電 力	
需 要 区 分	契 約 種 別																									
電 灯 需 要	定 額 電 灯																									
	従 量 電 灯	A																								
		B																								
		C																								
	臨 時 電 灯	A																								
		B																								
		C																								
	公 衆 街 路 灯	A																								
		B																								
電 力 需 要	低 圧 電 力																									
	臨 時 電 力																									
	農 事 用 電 力																									
15 定 額 電 灯																										
(1) 適 用 範 囲																										
電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。																										
(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数																										
供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。																										

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）																												
(3) 契 約 負 荷 設 備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 料 金 料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ 需 要 家 料 金 需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>１ 契 約 に つ き</td><td>55円00銭</td></tr></table> ロ 電 灯 料 金 (イ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>10ワットまでの１灯につき</td><td><u>169円79銭</u></td></tr><tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき</td><td><u>290円07銭</u></td></tr><tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき</td><td><u>530円64銭</u></td></tr><tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき</td><td><u>771円21銭</u></td></tr><tr><td>60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき</td><td><u>1,252円35銭</u></td></tr><tr><td>100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに</td><td><u>1,252円35銭</u></td></tr></table> (ロ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力いたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力いたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金	１ 契 約 に つ き	55円00銭	10ワットまでの１灯につき	<u>169円79銭</u>	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	<u>290円07銭</u>	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	<u>530円64銭</u>	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	<u>771円21銭</u>	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	<u>1,252円35銭</u>	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	<u>1,252円35銭</u>	(3) 契 約 負 荷 設 備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 料 金 料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ 需 要 家 料 金 需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>１ 契 約 に つ き</td><td>55円00銭</td></tr></table> ロ 電 灯 料 金 (イ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>10ワットまでの１灯につき</td><td><u>169円19銭</u></td></tr><tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき</td><td><u>288円88銭</u></td></tr><tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき</td><td><u>528円26銭</u></td></tr><tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき</td><td><u>767円65銭</u></td></tr><tr><td>60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき</td><td><u>1,246円41銭</u></td></tr><tr><td>100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに</td><td><u>1,246円41銭</u></td></tr></table> (ロ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力いたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力いたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金	１ 契 約 に つ き	55円00銭	10ワットまでの１灯につき	<u>169円19銭</u>	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	<u>288円88銭</u>	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	<u>528円26銭</u>	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	<u>767円65銭</u>	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	<u>1,246円41銭</u>	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	<u>1,246円41銭</u>
１ 契 約 に つ き	55円00銭																												
10ワットまでの１灯につき	<u>169円79銭</u>																												
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	<u>290円07銭</u>																												
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	<u>530円64銭</u>																												
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	<u>771円21銭</u>																												
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	<u>1,252円35銭</u>																												
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	<u>1,252円35銭</u>																												
１ 契 約 に つ き	55円00銭																												
10ワットまでの１灯につき	<u>169円19銭</u>																												
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	<u>288円88銭</u>																												
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	<u>528円26銭</u>																												
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	<u>767円65銭</u>																												
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	<u>1,246円41銭</u>																												
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	<u>1,246円41銭</u>																												

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）												
を適用いたします。 ハ 小 型 機 器 料 金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>50ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td><u>450円84銭</u></td></tr><tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td><u>810円37銭</u></td></tr><tr><td>100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに</td><td><u>810円37銭</u></td></tr></table> (5) そ の 他 当該一般送配電事業者等は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。 16 従 量 電 灯 (1) 従 量 電 灯 A イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が 5 アンペア以下であること。 (ロ) 定額電灯を適用できないこと。 ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。 ハ 契 約 電 流 (イ) 契約電流は， 5 アンペアといたします。 (ロ) 当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>450円84銭</u>	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>810円37銭</u>	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	<u>810円37銭</u>	を適用いたします。 ハ 小 型 機 器 料 金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>50ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td><u>449円41銭</u></td></tr><tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td><u>807円51銭</u></td></tr><tr><td>100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに</td><td><u>807円51銭</u></td></tr></table> (5) そ の 他 当該一般送配電事業者等は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。 16 従 量 電 灯 (1) 従 量 電 灯 A イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が 5 アンペア以下であること。 (ロ) 定額電灯を適用できないこと。 ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。 ハ 契 約 電 流 (イ) 契約電流は， 5 アンペアといたします。 (ロ) 当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>449円41銭</u>	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>807円51銭</u>	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	<u>807円51銭</u>
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>450円84銭</u>												
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>810円37銭</u>												
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	<u>810円37銭</u>												
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>449円41銭</u>												
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>807円51銭</u>												
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	<u>807円51銭</u>												

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）		
器を取り付けないことがあります。		
ニ 料 金		
料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。		
最 低 料 金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	<u>321円42銭</u>
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	<u>30円00銭</u>
(2) 従 量 電 灯 B		
イ 適 用 範 囲		
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。		
(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。		
(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。		
ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。		
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数		
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、		

新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）		
器を取り付けないことがあります。		
ニ 料 金		
料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。		
最 低 料 金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	<u>328円08銭</u>
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	<u>29円80銭</u>
(2) 従 量 電 灯 B		
イ 適 用 範 囲		
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。		
(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。		
(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。		
ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。		
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数		
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、		

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）																												
交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。	交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。																												
ハ 契 約 電 流	ハ 契 約 電 流																												
（イ） 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。	（イ） 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。																												
（ロ） 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。	（ロ） 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。																												
ニ 料 金	ニ 料 金																												
料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。																												
（イ） 基 本 料 金	（イ） 基 本 料 金																												
基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。	基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。																												
<table><tr><td>契約電流10アンペア</td><td><u>295円24銭</u></td></tr><tr><td>契約電流15アンペア</td><td><u>442円86銭</u></td></tr><tr><td>契約電流20アンペア</td><td><u>590円48銭</u></td></tr><tr><td>契約電流30アンペア</td><td><u>885円72銭</u></td></tr><tr><td>契約電流40アンペア</td><td><u>1,180円96銭</u></td></tr><tr><td>契約電流50アンペア</td><td><u>1,476円20銭</u></td></tr><tr><td>契約電流60アンペア</td><td><u>1,771円44銭</u></td></tr></table>	契約電流10アンペア	<u>295円24銭</u>	契約電流15アンペア	<u>442円86銭</u>	契約電流20アンペア	<u>590円48銭</u>	契約電流30アンペア	<u>885円72銭</u>	契約電流40アンペア	<u>1,180円96銭</u>	契約電流50アンペア	<u>1,476円20銭</u>	契約電流60アンペア	<u>1,771円44銭</u>	<table><tr><td>契約電流10アンペア</td><td><u>311円75銭</u></td></tr><tr><td>契約電流15アンペア</td><td><u>467円63銭</u></td></tr><tr><td>契約電流20アンペア</td><td><u>623円50銭</u></td></tr><tr><td>契約電流30アンペア</td><td><u>935円25銭</u></td></tr><tr><td>契約電流40アンペア</td><td><u>1,247円00銭</u></td></tr><tr><td>契約電流50アンペア</td><td><u>1,558円75銭</u></td></tr><tr><td>契約電流60アンペア</td><td><u>1,870円50銭</u></td></tr></table>	契約電流10アンペア	<u>311円75銭</u>	契約電流15アンペア	<u>467円63銭</u>	契約電流20アンペア	<u>623円50銭</u>	契約電流30アンペア	<u>935円25銭</u>	契約電流40アンペア	<u>1,247円00銭</u>	契約電流50アンペア	<u>1,558円75銭</u>	契約電流60アンペア	<u>1,870円50銭</u>
契約電流10アンペア	<u>295円24銭</u>																												
契約電流15アンペア	<u>442円86銭</u>																												
契約電流20アンペア	<u>590円48銭</u>																												
契約電流30アンペア	<u>885円72銭</u>																												
契約電流40アンペア	<u>1,180円96銭</u>																												
契約電流50アンペア	<u>1,476円20銭</u>																												
契約電流60アンペア	<u>1,771円44銭</u>																												
契約電流10アンペア	<u>311円75銭</u>																												
契約電流15アンペア	<u>467円63銭</u>																												
契約電流20アンペア	<u>623円50銭</u>																												
契約電流30アンペア	<u>935円25銭</u>																												
契約電流40アンペア	<u>1,247円00銭</u>																												
契約電流50アンペア	<u>1,558円75銭</u>																												
契約電流60アンペア	<u>1,870円50銭</u>																												

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）																
（㌖）電 力 量 料 金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>最初の120キロワット時までの１キロワット時につき</td><td><u>30円00銭</u></td></tr><tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき</td><td><u>36円60銭</u></td></tr><tr><td>300キロワット時をこえる１キロワット時につき</td><td><u>40円69銭</u></td></tr></table> （ハ）最 低 月 額 料 金 （イ）および（㌖）によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その１月の料金は、次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table><tr><td>１ 契 約 に つ き</td><td><u>321円42銭</u></td></tr></table> （3）従 量 電 灯 C イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 （イ） 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 （㌖） １需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。 ただし、１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、（イ）に該当し、かつ、（㌖）の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルト	最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	<u>30円00銭</u>	120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	<u>36円60銭</u>	300キロワット時をこえる１キロワット時につき	<u>40円69銭</u>	１ 契 約 に つ き	<u>321円42銭</u>	（㌖）電 力 量 料 金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>最初の120キロワット時までの１キロワット時につき</td><td><u>29円80銭</u></td></tr><tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき</td><td><u>36円40銭</u></td></tr><tr><td>300キロワット時をこえる１キロワット時につき</td><td><u>40円49銭</u></td></tr></table> （ハ）最 低 月 額 料 金 （イ）および（㌖）によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その１月の料金は、次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table><tr><td>１ 契 約 に つ き</td><td><u>328円08銭</u></td></tr></table> （3）従 量 電 灯 C イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 （イ） 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 （㌖） １需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。 ただし、１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、（イ）に該当し、かつ、（㌖）の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルト	最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	<u>29円80銭</u>	120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	<u>36円40銭</u>	300キロワット時をこえる１キロワット時につき	<u>40円49銭</u>	１ 契 約 に つ き	<u>328円08銭</u>
最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	<u>30円00銭</u>																
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	<u>36円60銭</u>																
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	<u>40円69銭</u>																
１ 契 約 に つ き	<u>321円42銭</u>																
最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	<u>29円80銭</u>																
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	<u>36円40銭</u>																
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	<u>40円49銭</u>																
１ 契 約 に つ き	<u>328円08銭</u>																

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）																
とし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。	とし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。																
ハ 契 約 負 荷 設 備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。	ハ 契 約 負 荷 設 備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。																
ニ 契 約 容 量 (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。 <table><tr><td>最初の 6 キロボルトアンペアにつき</td><td>95パーセント</td></tr><tr><td>次の14キロボルトアンペアにつき</td><td>85パーセント</td></tr><tr><td>次の30キロボルトアンペアにつき</td><td>75パーセント</td></tr><tr><td>50キロボルトアンペアをこえる部分につき</td><td>65パーセント</td></tr></table>	最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95パーセント	次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント	次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント	50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント	(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。 <table><tr><td>最初の 6 キロボルトアンペアにつき</td><td>95パーセント</td></tr><tr><td>次の14キロボルトアンペアにつき</td><td>85パーセント</td></tr><tr><td>次の30キロボルトアンペアにつき</td><td>75パーセント</td></tr><tr><td>50キロボルトアンペアをこえる部分につき</td><td>65パーセント</td></tr></table>	最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95パーセント	次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント	次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント	50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント
最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95パーセント																
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント																
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント																
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント																
最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95パーセント																
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント																
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント																
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント																
(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 5（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。	(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 5（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。																
ホ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたも	ホ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたも																

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）																
のいたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。 <table><tr><td>契約容量１キロボルトアンペアにつき</td><td><u>295円24銭</u></td></tr></table> (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>最初の120キロワット時までの１キロワット時につき</td><td><u>30円00銭</u></td></tr><tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき</td><td><u>36円60銭</u></td></tr><tr><td>300キロワット時をこえる１キロワット時につき</td><td><u>40円69銭</u></td></tr></table>	契約容量１キロボルトアンペアにつき	<u>295円24銭</u>	最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	<u>30円00銭</u>	120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	<u>36円60銭</u>	300キロワット時をこえる１キロワット時につき	<u>40円69銭</u>	のいたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。 <table><tr><td>契約容量１キロボルトアンペアにつき</td><td><u>311円75銭</u></td></tr></table> (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>最初の120キロワット時までの１キロワット時につき</td><td><u>29円80銭</u></td></tr><tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき</td><td><u>36円40銭</u></td></tr><tr><td>300キロワット時をこえる１キロワット時につき</td><td><u>40円49銭</u></td></tr></table>	契約容量１キロボルトアンペアにつき	<u>311円75銭</u>	最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	<u>29円80銭</u>	120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	<u>36円40銭</u>	300キロワット時をこえる１キロワット時につき	<u>40円49銭</u>
契約容量１キロボルトアンペアにつき	<u>295円24銭</u>																
最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	<u>30円00銭</u>																
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	<u>36円60銭</u>																
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	<u>40円69銭</u>																
契約容量１キロボルトアンペアにつき	<u>311円75銭</u>																
最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	<u>29円80銭</u>																
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	<u>36円40銭</u>																
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	<u>40円49銭</u>																
17 臨時電灯 (1) 臨時電灯Ａ イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が１年未満の需要で、その総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）が３キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 ハ 料金 料金は、契約負荷設備の総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものと	17 臨時電灯 (1) 臨時電灯Ａ イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が１年未満の需要で、その総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものと																

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）																				
いたします。）によって１日につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table><tr><td>総容量が50ボルトアンペアまでの場合</td><td><u>10円55銭</u></td></tr><tr><td>総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合</td><td><u>21円11銭</u></td></tr><tr><td>総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに</td><td><u>21円11銭</u></td></tr><tr><td>総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合</td><td><u>211円18銭</u></td></tr><tr><td>総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに</td><td><u>211円18銭</u></td></tr></table> ニ そ の 他 （イ） 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 （ロ） 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時電灯 A を適用いたします。 （ハ） その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。 （２） 臨 時 電 灯 B イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が１年未満の需要で、契約電流が 40 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 契 約 電 流 （イ） 契約電流は、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。 （ロ） 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	<u>10円55銭</u>	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	<u>21円11銭</u>	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	<u>21円11銭</u>	総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	<u>211円18銭</u>	総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	<u>211円18銭</u>	いたします。）によって１日につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table><tr><td>総容量が50ボルトアンペアまでの場合</td><td><u>10円51銭</u></td></tr><tr><td>総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合</td><td><u>21円03銭</u></td></tr><tr><td>総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに</td><td><u>21円03銭</u></td></tr><tr><td>総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合</td><td><u>210円42銭</u></td></tr><tr><td>総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに</td><td><u>210円42銭</u></td></tr></table> ニ そ の 他 （イ） 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 （ロ） 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時電灯 A を適用いたします。 （ハ） その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。 （２） 臨 時 電 灯 B イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が１年未満の需要で、契約電流が 40 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 契 約 電 流 （イ） 契約電流は、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。 （ロ） 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	<u>10円51銭</u>	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	<u>21円03銭</u>	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	<u>21円03銭</u>	総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	<u>210円42銭</u>	総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	<u>210円42銭</u>
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	<u>10円55銭</u>																				
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	<u>21円11銭</u>																				
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	<u>21円11銭</u>																				
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	<u>211円18銭</u>																				
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	<u>211円18銭</u>																				
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	<u>10円51銭</u>																				
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	<u>21円03銭</u>																				
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	<u>21円03銭</u>																				
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	<u>210円42銭</u>																				
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	<u>210円42銭</u>																				

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）								
計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置 が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認 められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計 量器を取り付けないことがあります。	計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置 が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認 められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計 量器を取り付けないことがあります。								
ハ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電 力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を 下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引い たものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を 上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたも のといたします。 (イ) 基 本 料 金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しな い場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契 約 電 流 10 ア ン ペ ア に つ き</td><td><u>324円76銭</u></td></tr></table> (ロ) 電 力 量 料 金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td><u>44円76銭</u></td></tr></table> ニ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間 満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、 臨時電灯 B を適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 B に準ずるものと いたします。 (3) 臨 時 電 灯 C イ 適 用 範 囲	契 約 電 流 10 ア ン ペ ア に つ き	<u>324円76銭</u>	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>44円76銭</u>	ハ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電 力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を 下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引い たものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を 上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたも のといたします。 (イ) 基 本 料 金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しな い場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契 約 電 流 10 ア ン ペ ア に つ き</td><td><u>342円92銭</u></td></tr></table> (ロ) 電 力 量 料 金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td><u>44円54銭</u></td></tr></table> ニ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間 満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、 臨時電灯 B を適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 B に準ずるものと いたします。 (3) 臨 時 電 灯 C イ 適 用 範 囲	契 約 電 流 10 ア ン ペ ア に つ き	<u>342円92銭</u>	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>44円54銭</u>
契 約 電 流 10 ア ン ペ ア に つ き	<u>324円76銭</u>								
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>44円76銭</u>								
契 約 電 流 10 ア ン ペ ア に つ き	<u>342円92銭</u>								
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>44円54銭</u>								

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）								
電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が１年未満の需要で、契約容量が６キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として５０キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が８６,１００円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が８６,１００円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基 本 料 金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約容量１キロボルトアンペアにつき</td><td><u>324円76銭</u></td></tr></table> (ロ) 電 力 量 料 金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>１キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td><u>44円76銭</u></td></tr></table> ハ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時電灯Ｃを適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Ｃに準ずるものといたします。 18 公 衆 街 路 灯 (1) 公 衆 街 路 灯 A	契約容量１キロボルトアンペアにつき	<u>324円76銭</u>	１キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>44円76銭</u>	電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が１年未満の需要で、契約容量が６キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として５０キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が８６,１００円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が８６,１００円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基 本 料 金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約容量１キロボルトアンペアにつき</td><td><u>342円92銭</u></td></tr></table> (ロ) 電 力 量 料 金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>１キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td><u>44円54銭</u></td></tr></table> ハ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時電灯Ｃを適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Ｃに準ずるものといたします。 18 公 衆 街 路 灯 (1) 公 衆 街 路 灯 A	契約容量１キロボルトアンペアにつき	<u>342円92銭</u>	１キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>44円54銭</u>
契約容量１キロボルトアンペアにつき	<u>324円76銭</u>								
１キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>44円76銭</u>								
契約容量１キロボルトアンペアにつき	<u>342円92銭</u>								
１キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>44円54銭</u>								

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）																												
イ 適用範囲 公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。 ロ 料金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 需要家料金 需要家料金は、１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>１ 契 約 に つ き</td><td>49円50銭</td></tr></table> (ロ) 電 灯 料 金 a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>10ワットまでの１灯につき</td><td>157円61銭</td></tr><tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき</td><td>271円21銭</td></tr><tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき</td><td>498円40銭</td></tr><tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき</td><td>725円59銭</td></tr><tr><td>60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき</td><td>1,179円98銭</td></tr><tr><td>100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに</td><td>1,179円98銭</td></tr></table> b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力と	１ 契 約 に つ き	49円50銭	10ワットまでの１灯につき	157円61銭	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	271円21銭	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	498円40銭	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	725円59銭	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	1,179円98銭	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	1,179円98銭	イ 適用範囲 公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。 ロ 料金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 需要家料金 需要家料金は、１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>１ 契 約 に つ き</td><td>49円50銭</td></tr></table> (ロ) 電 灯 料 金 a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>10ワットまでの１灯につき</td><td>157円01銭</td></tr><tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき</td><td>270円02銭</td></tr><tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき</td><td>496円02銭</td></tr><tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき</td><td>722円03銭</td></tr><tr><td>60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき</td><td>1,174円04銭</td></tr><tr><td>100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに</td><td>1,174円04銭</td></tr></table> b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力と	１ 契 約 に つ き	49円50銭	10ワットまでの１灯につき	157円01銭	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	270円02銭	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	496円02銭	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	722円03銭	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	1,174円04銭	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	1,174円04銭
１ 契 約 に つ き	49円50銭																												
10ワットまでの１灯につき	157円61銭																												
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	271円21銭																												
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	498円40銭																												
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	725円59銭																												
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	1,179円98銭																												
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	1,179円98銭																												
１ 契 約 に つ き	49円50銭																												
10ワットまでの１灯につき	157円01銭																												
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	270円02銭																												
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	496円02銭																												
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	722円03銭																												
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	1,174円04銭																												
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	1,174円04銭																												

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）												
いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 小 型 機 器 料 金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>50ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td><u>418円86銭</u></td></tr><tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td><u>750円78銭</u></td></tr><tr><td>100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに</td><td><u>750円78銭</u></td></tr></table> ハ そ の 他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 A を適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものいたします。 (2) 公 衆 街 路 灯 B イ 適 用 範 囲 公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が 1 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 公衆街路灯 A を適用できないこと。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>418円86銭</u>	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>750円78銭</u>	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	<u>750円78銭</u>	いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 小 型 機 器 料 金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>50ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td><u>417円43銭</u></td></tr><tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td><u>747円92銭</u></td></tr><tr><td>100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに</td><td><u>747円92銭</u></td></tr></table> ハ そ の 他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 A を適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものいたします。 (2) 公 衆 街 路 灯 B イ 適 用 範 囲 公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が 1 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 公衆街路灯 A を適用できないこと。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>417円43銭</u>	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>747円92銭</u>	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	<u>747円92銭</u>
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>418円86銭</u>												
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>750円78銭</u>												
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	<u>750円78銭</u>												
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>417円43銭</u>												
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>747円92銭</u>												
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	<u>747円92銭</u>												

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）								
線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。	線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。								
ハ 契 約 容 量 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が 1 キロボルトアンペア未満の場合は、 1 キロボルトアンペアといたします。	ハ 契 約 容 量 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が 1 キロボルトアンペア未満の場合は、 1 キロボルトアンペアといたします。								
ニ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基 本 料 金 基本料金は、 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td><u>267円74銭</u></td></tr></table> (ロ) 電 力 量 料 金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td><u>30円17銭</u></td></tr></table> (ハ) 最 低 月 額 料 金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	<u>267円74銭</u>	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>30円17銭</u>	ニ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基 本 料 金 基本料金は、 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td><u>284円25銭</u></td></tr></table> (ロ) 電 力 量 料 金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td><u>29円97銭</u></td></tr></table> (ハ) 最 低 月 額 料 金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	<u>284円25銭</u>	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>29円97銭</u>
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	<u>267円74銭</u>								
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>30円17銭</u>								
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	<u>284円25銭</u>								
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>29円97銭</u>								

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）				
合計といたします。 <table><tr><td>1 契 約 に つ き</td><td>310円42銭</td></tr></table> ホ そ の 他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 B を適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 C に準ずるものといたします。 19 低 圧 電 力 (1) 適 用 範 囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が原則として 5 0 キロワット未満であること。 ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、1 0 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 5 0 キロワット未満であること。 ただし、 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 5 0 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契 約 負 荷 設 備	1 契 約 に つ き	310円42銭	合計といたします。 <table><tr><td>1 契 約 に つ き</td><td>317円08銭</td></tr></table> ホ そ の 他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 B を適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 C に準ずるものといたします。 19 低 圧 電 力 (1) 適 用 範 囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が原則として 5 0 キロワット未満であること。 ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、1 0 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 5 0 キロワット未満であること。 ただし、 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 5 0 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契 約 負 荷 設 備	1 契 約 に つ き	317円08銭
1 契 約 に つ き	310円42銭				
1 契 約 に つ き	317円08銭				

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）																														
契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 契 約 電 力 イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 5（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものいたします。 (イ) 契約負荷設備のうち <table><tr><td rowspan="3">最大の入力 のものから</td><td>最初の 2 台の入力につき</td><td>100パーセント</td></tr><tr><td>次の 2 台の入力につき</td><td>95パーセント</td></tr><tr><td>上記以外のものの入力につき</td><td>90パーセント</td></tr></table> (ロ) (イ)によってえた値の合計のうち <table><tr><td>最初の 6 キロワットにつき</td><td>100パーセント</td></tr><tr><td>次の14キロワットにつき</td><td>90パーセント</td></tr><tr><td>次の30キロワットにつき</td><td>80パーセント</td></tr><tr><td>50キロワットをこえる部分につき</td><td>70パーセント</td></tr></table> ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 5（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 (5) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力	最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント	次の 2 台の入力につき	95パーセント	上記以外のものの入力につき	90パーセント	最初の 6 キロワットにつき	100パーセント	次の14キロワットにつき	90パーセント	次の30キロワットにつき	80パーセント	50キロワットをこえる部分につき	70パーセント	契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 契 約 電 力 イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 5（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものいたします。 (イ) 契約負荷設備のうち <table><tr><td rowspan="3">最大の入力 のものから</td><td>最初の 2 台の入力につき</td><td>100パーセント</td></tr><tr><td>次の 2 台の入力につき</td><td>95パーセント</td></tr><tr><td>上記以外のものの入力につき</td><td>90パーセント</td></tr></table> (ロ) (イ)によってえた値の合計のうち <table><tr><td>最初の 6 キロワットにつき</td><td>100パーセント</td></tr><tr><td>次の14キロワットにつき</td><td>90パーセント</td></tr><tr><td>次の30キロワットにつき</td><td>80パーセント</td></tr><tr><td>50キロワットをこえる部分につき</td><td>70パーセント</td></tr></table> ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 5（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 (5) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力	最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント	次の 2 台の入力につき	95パーセント	上記以外のものの入力につき	90パーセント	最初の 6 キロワットにつき	100パーセント	次の14キロワットにつき	90パーセント	次の30キロワットにつき	80パーセント	50キロワットをこえる部分につき	70パーセント
最大の入力 のものから		最初の 2 台の入力につき	100パーセント																												
		次の 2 台の入力につき	95パーセント																												
	上記以外のものの入力につき	90パーセント																													
最初の 6 キロワットにつき	100パーセント																														
次の14キロワットにつき	90パーセント																														
次の30キロワットにつき	80パーセント																														
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント																														
最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント																													
	次の 2 台の入力につき	95パーセント																													
	上記以外のものの入力につき	90パーセント																													
最初の 6 キロワットにつき	100パーセント																														
次の14キロワットにつき	90パーセント																														
次の30キロワットにつき	80パーセント																														
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント																														

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）																
量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 イ 基 本 料 金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワットにつき</td><td><u>1,081円54銭</u></td></tr></table> ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 <table><tr><td></td><td>夏 季 料 金</td><td>そ の 他 季 料 金</td></tr><tr><td>1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td><u>27円49銭</u></td><td><u>25円92銭</u></td></tr></table> ハ そ の 他 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。 (6) そ の 他 変圧器，発電設備，蓄電池等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。 20 臨 時 電 力 (1) 適 用 範 囲 動力を使用し，契約使用期間が 1 年未満の需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。	契約電力 1 キロワットにつき	<u>1,081円54銭</u>		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>27円49銭</u>	<u>25円92銭</u>	量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 イ 基 本 料 金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワットにつき</td><td><u>1,098円05銭</u></td></tr></table> ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 <table><tr><td></td><td>夏 季 料 金</td><td>そ の 他 季 料 金</td></tr><tr><td>1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td><u>27円14銭</u></td><td><u>25円57銭</u></td></tr></table> ハ そ の 他 時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。 (6) そ の 他 変圧器，発電設備，蓄電池等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。 20 臨 時 電 力 (1) 適 用 範 囲 動力を使用し，契約使用期間が 1 年未満の需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。	契約電力 1 キロワットにつき	<u>1,098円05銭</u>		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>27円14銭</u>	<u>25円57銭</u>
契約電力 1 キロワットにつき	<u>1,081円54銭</u>																
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金															
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>27円49銭</u>	<u>25円92銭</u>															
契約電力 1 キロワットにつき	<u>1,098円05銭</u>																
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金															
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>27円14銭</u>	<u>25円57銭</u>															

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）				
(2) 契 約 電 力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 (3) 料 金 契約電力が、５キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 イ 定額制供給の場合 料金は、次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.５キロワットの場合の料金は、契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 <table><tr><td>契約電力１キロワット１日につき</td><td><u>275円34銭</u></td></tr></table> ロ 従量制供給の場合 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 (イ) 基 本 料 金 基本料金は、１月につき 19（低圧電力）(5)イの該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。 (ロ) 電 力 量 料 金	契約電力１キロワット１日につき	<u>275円34銭</u>	(2) 契 約 電 力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 (3) 料 金 契約電力が、５キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 イ 定額制供給の場合 料金は、次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.５キロワットの場合の料金は、契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 <table><tr><td>契約電力１キロワット１日につき</td><td><u>273円28銭</u></td></tr></table> ロ 従量制供給の場合 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 (イ) 基 本 料 金 基本料金は、１月につき 19（低圧電力）(5)イの該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。 (ロ) 電 力 量 料 金	契約電力１キロワット１日につき	<u>273円28銭</u>
契約電力１キロワット１日につき	<u>275円34銭</u>				
契約電力１キロワット１日につき	<u>273円28銭</u>				

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）												
電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 <table><tr><td></td><td>夏 季 料 金</td><td>そ の 他 季 料 金</td></tr><tr><td>１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td>32円99銭</td><td>31円10銭</td></tr></table>		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金	１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	32円99銭	31円10銭	電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 <table><tr><td></td><td>夏 季 料 金</td><td>そ の 他 季 料 金</td></tr><tr><td>１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td>32円57銭</td><td>30円68銭</td></tr></table>		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金	１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	32円57銭	30円68銭
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金											
１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	32円99銭	31円10銭											
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金											
１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	32円57銭	30円68銭											
(4) そ の 他 イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものいたします。	(4) そ の 他 イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものいたします。												
21 農 事 用 電 力 (1) 適 用 範 囲 農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。 (2) 契 約 電 力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたし	21 農 事 用 電 力 (1) 適 用 範 囲 農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。 (2) 契 約 電 力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたし												

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）																
ます。 また、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。 イ 基 本 料 金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 なお、１回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、１年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の２月分（その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 <table><tr><td>契約電力１キロワットにつき</td><td>456円46銭</td></tr></table> ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 <table><tr><td></td><td>夏 季 料 金</td><td>そ の 他 季 料 金</td></tr><tr><td>１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td>23円24銭</td><td>22円06銭</td></tr></table> (4) そ の 他 イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。 ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものいたします。	契約電力１キロワットにつき	456円46銭		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金	１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	23円24銭	22円06銭	ます。 また、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。 イ 基 本 料 金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 なお、１回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、１年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の２月分（その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 <table><tr><td>契約電力１キロワットにつき</td><td>473円84銭</td></tr></table> ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 <table><tr><td></td><td>夏 季 料 金</td><td>そ の 他 季 料 金</td></tr><tr><td>１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td>22円89銭</td><td>21円71銭</td></tr></table> (4) そ の 他 イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。 ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものいたします。	契約電力１キロワットにつき	473円84銭		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金	１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	22円89銭	21円71銭
契約電力１キロワットにつき	456円46銭																
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金															
１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	23円24銭	22円06銭															
契約電力１キロワットにつき	473円84銭																
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金															
１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	22円89銭	21円71銭															

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）
IV 料金の算定および支払い 22 料金の適用開始の時期 料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。 23 検 針 日 検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。 (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3) 当該一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。 (4) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。 イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ その他特別の事情がある場合 (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。 (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。	IV 料金の算定および支払い 22 料金の適用開始の時期 料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。 23 検 針 日 検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。 (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3) 当該一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。 (4) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。 イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ その他特別の事情がある場合 (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。 (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）
(7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。	(7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
24 料金の算定期間 (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。	24 料金の算定期間 (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。
25 使用電力量の計量 (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。 イ 23（検針日）(5)の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。 ロ 23（検針日）(6)の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次の	25 使用電力量の計量 (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。 イ 23（検針日）(5)の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。 ロ 23（検針日）(6)の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次の

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 ハ 23（検針日）(7)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の１月平均値によるものとし、次の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 (2) 計量器の読みは、次によります。 イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。 ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。 (3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 (4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 (5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 (6) 23（検針日）(2)または計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表６（使用電力量の協定）を基準として、お客さまとの協議によって定めます。 (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表６（使用電力量の協定）を基準として、お客さまとの協議によって定めます。 (8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表	検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 ハ 23（検針日）(7)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の１月平均値によるものとし、次の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 (2) 計量器の読みは、次によります。 イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。 ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。 (3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 (4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 (5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 (6) 23（検針日）(2)または計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表６（使用電力量の協定）を基準として、お客さまとの協議によって定めます。 (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表６（使用電力量の協定）を基準として、お客さまとの協議によって定めます。 (8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
示は行ないません。 26 料 金 の 算 定 (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「１月」として算定いたします。 イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合 ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合 ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、５日を上回り、または下回るとき。 (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。 27 日 割 計 算 (1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。 イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表７（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表７（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表７（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。 ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表７（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。 ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。 (2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。 また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。 (3) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたしま	示は行ないません。 26 料 金 の 算 定 (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「１月」として算定いたします。 イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合 ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合 ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、５日を上回り、または下回るとき。 (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。 27 日 割 計 算 (1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。 イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表７（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表７（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表７（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。 ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表７（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。 ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。 (2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。 また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。 (3) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたしま

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
す。 28 料金の支払義務および支払期日 (1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。 イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(5)の場合の料金については実際に検針を行なった日とし、23（検針日）(6)の場合の料金または25（使用電力量の計量）(1)ハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ 定額制供給の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。 ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。 ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なったときは、その日といたします。 ホ 農事用電力のお客様の１年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の２月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客様の属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。 (2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。 (3) 支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。 イ 当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。 ロ お客様と当社との協議によって当社が継続して他の契約の料金と一括して請求	す。 28 料金の支払義務および支払期日 (1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。 イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(5)の場合の料金については実際に検針を行なった日とし、23（検針日）(6)の場合の料金または25（使用電力量の計量）(1)ハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ 定額制供給の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。 ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。 ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なったときは、その日といたします。 ホ 農事用電力のお客様の１年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の２月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客様の属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。 (2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。 (3) 支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。 イ 当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。 ロ お客様と当社との協議によって当社が継続して他の契約の料金と一括して請求

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）
することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日またはお客さまと当社との協議によって定めた毎月一定の日の翌日から起算して30日目といたします。 ハ 29（料金その他の支払方法）(7)の場合の支払期日は、翌月の料金の支払期日といたします。 (4) 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。	することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日またはお客さまと当社との協議によって定めた毎月一定の日の翌日から起算して30日目といたします。 ハ 29（料金その他の支払方法）(7)の場合の支払期日は、翌月の料金の支払期日といたします。 (4) 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。
29 料金その他の支払方法 (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお、料金の支払いは、次によります。 イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。 ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ (1)ハにより支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にも	29 料金その他の支払方法 (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお、料金の支払いは、次によります。 イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。 ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ (1)ハにより支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にも

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）
とづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5) 23（検針日）(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。 (7) お客さまが料金を(1)ロにより支払われる場合は、1,000 円を下回る料金については、当社は、(1)にかかわらず、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。ただし、この支払方法を承諾しないことをあらかじめ申し出ていただいた場合は、この限りではありません。 30 延 滞 利 息 (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は、この限りではありません。 (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して、年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相	とづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5) 23（検針日）(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。 (7) お客さまが料金を(1)ロにより支払われる場合は、1,000 円を下回る料金については、当社は、(1)にかかわらず、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。ただし、この支払方法を承諾しないことをあらかじめ申し出ていただいた場合は、この限りではありません。 30 延 滞 利 息 (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は、この限りではありません。 (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して、年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (3) 延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。	当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (3) 延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
Ⅴ 使用および供給 31 適正契約の保持 当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。 32 力 率 の 保 持 (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。 (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。 33 需要場所への立入りによる業務の実施 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (2) その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務 34 供 給 の 停 止 (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお、この場合には、供給停止の５日前までに予告いたします。	Ⅴ 使用および供給 31 適正契約の保持 当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。 32 力 率 の 保 持 (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。 (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。 33 需要場所への立入りによる業務の実施 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (2) その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務 34 供 給 の 停 止 (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお、この場合には、供給停止の５日前までに予告いたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
イ お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合 ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合 ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，違約金，工事費負担金等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合 (2) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ニ 低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ 農事用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。 ヘ 33（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 (3) お客さまがその他この供給約款に反した場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 35 供給停止の解除 34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，当社は，すみやかに（次の場合を含みません。）電気の供給を再開いたします。 (1) 非常変災の場合 (2) 夜間（午前 0 時から午前 9 時までの時間をいいます。）の場合で，要員の配置等の事情により，やむをえないとき。 (3) その他特別の事情がある場合	イ お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合 ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合 ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，違約金，工事費負担金等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合 (2) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ニ 低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ 農事用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。 ヘ 33（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 (3) お客さまがその他この供給約款に反した場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 35 供給停止の解除 34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，当社は，すみやかに（次の場合を含みません。）電気の供給を再開いたします。 (1) 非常変災の場合 (2) 夜間（午前 0 時から午前 9 時までの時間をいいます。）の場合で，要員の配置等の事情により，やむをえないとき。 (3) その他特別の事情がある場合

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
36 供給停止期間中の料金 34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または託送約款等に定めるところにより当該一般送配電事業者等が接続供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯 A，従量電灯 B および公衆街路灯のお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。	36 供給停止期間中の料金 34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または託送約款等に定めるところにより当該一般送配電事業者等が接続供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯 A，従量電灯 B および公衆街路灯のお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。
37 違 約 金 (1) お客さまが 34（供給の停止）(2)イからホまでに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の 3 倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は，この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は， 6 月以内に当社が決定した期間といたします。	37 違 約 金 (1) お客さまが 34（供給の停止）(2)イからホまでに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の 3 倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は，この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は， 6 月以内に当社が決定した期間といたします。
38 損害賠償および債務の履行の免責等 (1) 託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めおよび需給契約に係る債務の履行の責めを負わず，また，お客さまの料金その他の債務の減免を行ないません。 (2) 34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 44（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3) 漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。	38 損害賠償および債務の履行の免責等 (1) 託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めおよび需給契約に係る債務の履行の責めを負わず，また，お客さまの料金その他の債務の減免を行ないません。 (2) 34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 44（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3) 漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
39 設 備 の 賠 償 お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電	39 設 備 の 賠 償 お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。	気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
VI 契約の変更および終了 40 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。 41 名 義 の 変 更 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。 42 需給契約の廃止 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 (2) 需給契約は、44（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。 43 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費負担金等相当額の精算 (1) お客さま（定額電灯、従量電灯A、従量電灯B、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の	VI 契約の変更および終了 40 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。 41 名 義 の 変 更 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。 42 需給契約の廃止 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 (2) 需給契約は、44（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。 43 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費負担金等相当額の精算 (1) お客さま（定額電灯、従量電灯A、従量電灯B、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
日に、次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 イ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 ロ 契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。 ハ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。 ニ 契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで契約容量または契	日に、次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 イ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 ロ 契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。 ハ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。 ニ 契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで契約容量または契

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）
約電力を減少しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。 (2) (1)の場合で、当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、臨時工事費として算定される金額と既に支払った工事費負担金との差額の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。	約電力を減少しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。 (2) (1)の場合で、当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、臨時工事費として算定される金額と既に支払った工事費負担金との差額の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。
44 解 約 等 (1) 34（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2) お客さまが、42（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。	44 解 約 等 (1) 34（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2) お客さまが、42（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。
45 需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。	45 需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担	Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担
46 供給方法および工事 (1) 当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については，託送約款等に定めるところによるものといたします。 (2) 託送約款等にもとづき当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めるところとされている供給地点，架空引込線の引込線取付点，地中引込線によって接続を行なう場合の当該一般送配電事業者等の供給設備と接続する電気設備の施設場所，計量器等の取付位置および建物内に計量器等を取り付けた場合の扱いについては，原則としてお客さまと当該一般送配電事業者等との協議によって定めていただきます。	46 供給方法および工事 (1) 当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については，託送約款等に定めるところによるものといたします。 (2) 託送約款等にもとづき当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めるところとされている供給地点，架空引込線の引込線取付点，地中引込線によって接続を行なう場合の当該一般送配電事業者等の供給設備と接続する電気設備の施設場所，計量器等の取付位置および建物内に計量器等を取り付けた場合の扱いについては，原則としてお客さまと当該一般送配電事業者等との協議によって定めていただきます。
47 工事費負担金等相当額の申受け等 (1) 当該一般送配電事業者等から，託送約款等にもとづき，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。 (2) 当該一般送配電事業者等から，工事完成後，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。 (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則としてお客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。 (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込を取消または変更される場合で，当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。	47 工事費負担金等相当額の申受け等 (1) 当該一般送配電事業者等から，託送約款等にもとづき，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。 (2) 当該一般送配電事業者等から，工事完成後，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。 (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則としてお客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。 (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込を取消または変更される場合で，当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）
附則 1この供給約款の実施期日 この供給約款は、令和 5 年 6 月 1 日から実施いたします。 2標準周波数についての特別措置 この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。 群馬県の一部 3料金についての経過措置 (1)電化厨房住宅契約 イ適用範囲 従量電灯 B または従量電灯 C として電気の供給を受け、電磁誘導加熱調理器等の定格電圧 200 ボルトのクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で、この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則 3（料金についての特別措置）(1) の適用を受けている場合に、令和 6 年 9 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ料金 各月の料金は、従量電灯 B または従量電灯 C によって料金として算定された金額から (イ) によって算定された電化厨房住宅割引額を差し引いたものといたします。 (イ)電化厨房住宅割引額 電化厨房住宅割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が (ハ) に定める電化厨房住宅割引上限額を上回る場合の電化厨房住宅割引額は、(ハ) に定める電化厨房住宅割引上限額といたします。 電化厨房住宅割引額 = (ロ) の割引対象額 × 3 パーセント (ロ)割引対象額 割引対象額は、その他季におけるその 1 月の使用電力量に 16（従量電灯）(2) = (ロ) または (3) ホ (ロ) の該当料金を適用して算定された金額といたします。	附則 1この供給約款の実施期日 この供給約款は、令和 6 年 4 月 1 日から実施いたします。 2標準周波数についての特別措置 この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。 群馬県の一部 3料金についての経過措置 (1)電化厨房住宅契約 イ適用範囲 従量電灯 B または従量電灯 C として電気の供給を受け、電磁誘導加熱調理器等の定格電圧 200 ボルトのクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で、この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則 3（料金についての経過措置）(1) の適用を受けている場合に、令和 6 年 9 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ料金 各月の料金は、従量電灯 B または従量電灯 C によって料金として算定された金額から (イ) によって算定された電化厨房住宅割引額を差し引いたものといたします。 (イ)電化厨房住宅割引額 電化厨房住宅割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が (ハ) に定める電化厨房住宅割引上限額を上回る場合の電化厨房住宅割引額は、(ハ) に定める電化厨房住宅割引上限額といたします。 電化厨房住宅割引額 = (ロ) の割引対象額 × 3 パーセント (ロ)割引対象額 割引対象額は、その他季におけるその 1 月の使用電力量に 16（従量電灯）(2) = (ロ) または (3) ホ (ロ) の該当料金を適用して算定された金額といたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）				
なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のその他季におけるその１月の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。この場合、料金適用上の電力量区分は、別表７（日割計算の基本算式）(1)ロに準ずるものといたします。 (ハ) 電化厨房住宅割引上限額 電化厨房住宅割引上限額は、１月につき次のとおりといたします。ただし、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合の電化厨房住宅割引上限額は、その１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。 <table><tr><td>1 契 約 に つ き</td><td>550円00銭</td></tr></table> ハ そ の 他 (イ) 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。 (ロ) お客様がクッキングヒーターを取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。 なお、無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、37（違約金）に準じて違約金を申し受けます。 (ハ) 当社は、27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、電化厨房住宅割引上限額の日割計算は、次によるものといたします。 a 電化厨房住宅割引上限額を日割りする場合 $\text{電化厨房住宅割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ b 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、aの $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$ といたします。 (ニ) 26（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の	1 契 約 に つ き	550円00銭	なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のその他季におけるその１月の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。この場合、料金適用上の電力量区分は、別表７（日割計算の基本算式）(1)ロに準ずるものといたします。 (ハ) 電化厨房住宅割引上限額 電化厨房住宅割引上限額は、１月につき次のとおりといたします。ただし、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合の電化厨房住宅割引上限額は、その１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。 <table><tr><td>1 契 約 に つ き</td><td>550円00銭</td></tr></table> ハ そ の 他 (イ) 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。 (ロ) お客様がクッキングヒーターを取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。 なお、無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、37（違約金）に準じて違約金を申し受けます。 (ハ) 当社は、27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、電化厨房住宅割引上限額の日割計算は、次によるものといたします。 a 電化厨房住宅割引上限額を日割りする場合 $\text{電化厨房住宅割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ b 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、aの $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$ といたします。 (ニ) 26（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の	1 契 約 に つ き	550円00銭
1 契 約 に つ き	550円00銭				
1 契 約 に つ き	550円00銭				

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）				
前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。 (2) 口 座 振 替 割 引 イ 適 用 範 囲 料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる従量制供給のお客さまで、かつ、口座振替割引の適用を希望される場合に、令和 6 年 9 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 契 約 の 成 立 口座振替割引は、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 ハ 料 金 各月の料金は、従量電灯、臨時電灯 B、臨時電灯 C、公衆街路灯 B、低圧電力、臨時電力または農事用電力によって料金として算定された金額から次の口座振替割引額を差し引いたものといたします。ただし、当該月における口座振替割引額は、従量電灯、臨時電灯 B、臨時電灯 C、公衆街路灯 B、低圧電力、臨時電力または農事用電力によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回らないものといたします。また、その 1 月の料金がお客さまの指定する口座から 1 回目の振替日に引き落とされなかった場合は、当社は、次の口座振替割引額を差し引く前の料金として算定された金額と次の口座振替割引額を差し引いた料金として算定された金額との差額を原則として翌月の料金に加算し、その月の料金として申し受けます。 <table><tr><td>1 契 約 に つ き</td><td>55円</td></tr></table> (3) 一 括 前 払 契 約 イ 適 用 範 囲 定額電灯または公衆街路灯 A として電気の供給を受け、料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われるお客さまで、かつ、この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 3（料金についての<u>特別</u>措置）(3)の適用を受けている場合に、ロの契約期間が満了するまでの間に使用される電気に適用いたします。 ロ 契 約 期 間 (イ) 契約期間は、一括前払契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 12 月目の検針	1 契 約 に つ き	55円	前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。 (2) 口 座 振 替 割 引 イ 適 用 範 囲 料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる従量制供給のお客さまで、かつ、口座振替割引の適用を希望される場合に、令和 6 年 9 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 契 約 の 成 立 口座振替割引は、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 ハ 料 金 各月の料金は、従量電灯、臨時電灯 B、臨時電灯 C、公衆街路灯 B、低圧電力、臨時電力または農事用電力によって料金として算定された金額から次の口座振替割引額を差し引いたものといたします。ただし、当該月における口座振替割引額は、従量電灯、臨時電灯 B、臨時電灯 C、公衆街路灯 B、低圧電力、臨時電力または農事用電力によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回らないものといたします。また、その 1 月の料金がお客さまの指定する口座から 1 回目の振替日に引き落とされなかった場合は、当社は、次の口座振替割引額を差し引く前の料金として算定された金額と次の口座振替割引額を差し引いた料金として算定された金額との差額を原則として翌月の料金に加算し、その月の料金として申し受けます。 <table><tr><td>1 契 約 に つ き</td><td>55円</td></tr></table> (3) 一 括 前 払 契 約 イ 適 用 範 囲 定額電灯または公衆街路灯 A として電気の供給を受け、料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われるお客さまで、かつ、この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 3（料金についての<u>経過</u>措置）(3)の適用を受けている場合に、ロの契約期間が満了するまでの間に使用される電気に適用いたします。 ロ 契 約 期 間 (イ) 契約期間は、一括前払契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 12 月目の検針	1 契 約 に つ き	55円
1 契 約 に つ き	55円				
1 契 約 に つ き	55円				

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）
日の前日までといたします。 （㍑） 契約期間満了に先だって一括前払契約の消滅がない場合は、当該契約期間満了の日が令和 6 年 9 月 30 日以前のときに限り、一括前払契約は、契約期間満了後も 12 月ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ 料金の適用開始の時期 料金適用開始の日は、お客さまの属する検針区域の検針日とし、お客さまと当社との協議によって定めます。 ニ 前 払 対 象 期 間 前払対象期間は、お客さまに 1 回の支払いで料金を前払いしていただく対象の期間とし、お客さまにはあらかじめ次のいずれかを選択していただきます。 なお、契約期間満了に先だって、前払対象期間を変更することはできません。 （イ） 1 年 型 前払対象期間は、料金適用開始の日から12月目の検針日の前日までの期間といたします。 （㍑） 半 年 型 前払対象期間は、料金適用開始の日から 6 月目の検針日の前日までの期間および 6 月目の検針日から12月目の検針日の前日までの期間といたします。 ホ 前 払 額 （イ） 前払額は、当該前払対象期間中の各月の予想月額料金の合計といたします。この場合、予想月額料金は、原則として前月の料金（前月の料金が一括前払割引額を差し引いたものである場合は、一括前払割引額を差し引く前の料金として算定された金額といたします。）から一括前払割引額を差し引いた金額といたします。 なお、当社は、前払額について利息を付しません。 （㍑） お客さまの前払額の支払義務は、当該前払対象期間の初日に発生いたします。 （ハ） お客さまの前払額は、支払期日までに支払っていただきます。 （ニ） お客さまの前払額の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 20 日目といたします。ただし、お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一括して請求することとした場合のお客さまの前払額の支払期日は、一括して請求する前払額のうちその月で最後に支払義務が発生する前払額の支払義務発生日の翌日から起算して 20 日目といたします。	日の前日までといたします。 （㍑） 契約期間満了に先だって一括前払契約の消滅がない場合は、当該契約期間満了の日が令和 6 年 9 月 30 日以前のときに限り、一括前払契約は、契約期間満了後も 12 月ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ 料金の適用開始の時期 料金適用開始の日は、お客さまの属する検針区域の検針日とし、お客さまと当社との協議によって定めます。 ニ 前 払 対 象 期 間 前払対象期間は、お客さまに 1 回の支払いで料金を前払いしていただく対象の期間とし、お客さまにはあらかじめ次のいずれかを選択していただきます。 なお、契約期間満了に先だって、前払対象期間を変更することはできません。 （イ） 1 年 型 前払対象期間は、料金適用開始の日から12月目の検針日の前日までの期間といたします。 （㍑） 半 年 型 前払対象期間は、料金適用開始の日から 6 月目の検針日の前日までの期間および 6 月目の検針日から12月目の検針日の前日までの期間といたします。 ホ 前 払 額 （イ） 前払額は、当該前払対象期間中の各月の予想月額料金の合計といたします。この場合、予想月額料金は、原則として前月の料金（前月の料金が一括前払割引額を差し引いたものである場合は、一括前払割引額を差し引く前の料金として算定された金額といたします。）から一括前払割引額を差し引いた金額といたします。 なお、当社は、前払額について利息を付しません。 （㍑） お客さまの前払額の支払義務は、当該前払対象期間の初日に発生いたします。 （ハ） お客さまの前払額は、支払期日までに支払っていただきます。 （ニ） お客さまの前払額の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 20 日目といたします。ただし、お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一括して請求することとした場合のお客さまの前払額の支払期日は、一括して請求する前払額のうちその月で最後に支払義務が発生する前払額の支払義務発生日の翌日から起算して 20 日目といたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）							
なお、支払期日が日曜日または休日に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。 (ホ) お客さまが前払額を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、一括前払契約を解約いたします。この場合、一括前払契約は、当該前払対象期間の初日に消滅したものといたします。 へ 料 金 各月の料金は、定額電灯または公衆街路灯 A によって料金として算定された金額から次の一括前払割引額を差し引いたものといたします。この場合、当社は、前払額を各月の料金に順次充当いたします。 <table><tr><td rowspan="2">1 契 約 に つ き</td><td>1 年 型</td><td>11円00銭</td></tr><tr><td>半 年 型</td><td>8 円80銭</td></tr></table> ト 前 払 額 の 精 算 (イ) 当社は、前払対象期間終了後、前払額と当該前払対象期間中の各月の料金の合計との差額を精算するものといたします。ただし、前払対象期間満了に先だって一括前払契約が消滅した場合には、前払額と当該前払対象期間中の一括前払契約の消滅日の前日を含む月までの各月の料金の合計との差額を精算するものといたします。 (ロ) (イ)により精算する場合のお客さまに支払っていただく金額（以下「不足額」といいます。）の支払義務は、当該前払対象期間の最終月の検針日に発生するものといたします。ただし、一括前払契約が消滅する場合の不足額の支払義務は、原則として一括前払契約の消滅日に発生するものといたします。 (ハ) 当社は、一括前払契約が消滅する場合を除き、不足額については、翌前払対象期間の前払額に加算して申し受けます。 (ニ) 不足額は、支払期日までに支払っていただきます。 (ホ) 不足額の支払期日は、前払額の支払期日に準ずるものといたします。 (ヘ) お客さまが不足額を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、30（延滞利息）に準じ、延滞利息を申し受けます。ただし、お客さまが不足額を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合であっても、当社は、延滞利息を申し受けます。			1 契 約 に つ き	1 年 型	11円00銭	半 年 型	8 円80銭
1 契 約 に つ き	1 年 型	11円00銭					
	半 年 型	8 円80銭					
新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）							
なお、支払期日が日曜日または休日に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。 (ホ) お客さまが前払額を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、一括前払契約を解約いたします。この場合、一括前払契約は、当該前払対象期間の初日に消滅したものといたします。 へ 料 金 各月の料金は、定額電灯または公衆街路灯 A によって料金として算定された金額から次の一括前払割引額を差し引いたものといたします。この場合、当社は、前払額を各月の料金に順次充当いたします。 <table><tr><td rowspan="2">1 契 約 に つ き</td><td>1 年 型</td><td>11円00銭</td></tr><tr><td>半 年 型</td><td>8 円80銭</td></tr></table> ト 前 払 額 の 精 算 (イ) 当社は、前払対象期間終了後、前払額と当該前払対象期間中の各月の料金の合計との差額を精算するものといたします。ただし、前払対象期間満了に先だって一括前払契約が消滅した場合には、前払額と当該前払対象期間中の一括前払契約の消滅日の前日を含む月までの各月の料金の合計との差額を精算するものといたします。 (ロ) (イ)により精算する場合のお客さまに支払っていただく金額（以下「不足額」といいます。）の支払義務は、当該前払対象期間の最終月の検針日に発生するものといたします。ただし、一括前払契約が消滅する場合の不足額の支払義務は、原則として一括前払契約の消滅日に発生するものといたします。 (ハ) 当社は、一括前払契約が消滅する場合を除き、不足額については、翌前払対象期間の前払額に加算して申し受けます。 (ニ) 不足額は、支払期日までに支払っていただきます。 (ホ) 不足額の支払期日は、前払額の支払期日に準ずるものといたします。 (ヘ) お客さまが不足額を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、30（延滞利息）に準じ、延滞利息を申し受けます。ただし、お客さまが不足額を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合であっても、当社は、延滞利息を申し受けます。			1 契 約 に つ き	1 年 型	11円00銭	半 年 型	8 円80銭
1 契 約 に つ き	1 年 型	11円00銭					
	半 年 型	8 円80銭					

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）
(ト) お客さまが不足額を支払期日をさらに 30 日経過してなお支払われない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお、この場合には、供給停止の 5 日前までに予告いたします。 (フ) 当社は、(イ)により精算する場合のお客さまにお返しする金額（以下「過払額」といいます。）については、翌前払対象期間の前払額から減算してお返しいたします。ただし、一括前払契約が消滅した場合の過払額については、すみやかにお返しいたします。 (リ) 当社は、前払対象期間中に前払額が著しく不足すると見込まれる場合には、当該前払対象期間満了に先だって、追加して前払額を申し受けることがあります。 チ 一括前払契約の廃止 (イ) お客さまが一括前払契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 なお、この場合には、廃止期日は、電気の需給契約が消滅する場合を除き、通知日以降のお客さまの属する検針区域の検針日としていただきます。 (ロ) 一括前払契約は、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、電気の需給契約が消滅する場合は、電気の需給契約が消滅した日に一括前払契約が消滅したものといたします。 4 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1 建物に 2 以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1 需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、(2)により算定いたします。 なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。 イ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。 ロ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。 (2) 料金は、各戸ごとに従量電灯 A または従量電灯 B を適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。 イ 基 本 料 金 基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に	(ト) お客さまが不足額を支払期日をさらに 30 日経過してなお支払われない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお、この場合には、供給停止の 5 日前までに予告いたします。 (フ) 当社は、(イ)により精算する場合のお客さまにお返しする金額（以下「過払額」といいます。）については、翌前払対象期間の前払額から減算してお返しいたします。ただし、一括前払契約が消滅した場合の過払額については、すみやかにお返しいたします。 (リ) 当社は、前払対象期間中に前払額が著しく不足すると見込まれる場合には、当該前払対象期間満了に先だって、追加して前払額を申し受けることがあります。 チ 一括前払契約の廃止 (イ) お客さまが一括前払契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 なお、この場合には、廃止期日は、電気の需給契約が消滅する場合を除き、通知日以降のお客さまの属する検針区域の検針日としていただきます。 (ロ) 一括前払契約は、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、電気の需給契約が消滅する場合は、電気の需給契約が消滅した日に一括前払契約が消滅したものといたします。 4 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1 建物に 2 以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1 需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、(2)により算定いたします。 なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。 イ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。 ロ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。 (2) 料金は、各戸ごとに従量電灯 A または従量電灯 B を適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。 イ 基 本 料 金 基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）												
相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯 A の場合は適用いたしません。 ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯 A の場合は料金といたします。）は、1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。	相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯 A の場合は適用いたしません。 ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯 A の場合は料金といたします。）は、1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。												
5 公衆街路灯のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。 (1) 契 約 容 量 契約容量は、0.5 キロボルトアンペアといたします。 (2) 料 金 料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯 A に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table><tr><td>最 低 料 金</td><td>1 契約につき最初の 8 キロワット時まで</td><td><u>310円42銭</u></td></tr><tr><td>電 力 量 料 金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td><u>30円17銭</u></td></tr></table> (3) その他の事項については、公衆街路灯 B に準ずるものといたします。ただし、27（日割計算）の適用については、従量電灯 A に準ずるものといたします。	最 低 料 金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	<u>310円42銭</u>	電 力 量 料 金	上記をこえる 1 キロワット時につき	<u>30円17銭</u>	5 公衆街路灯のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。 (1) 契 約 容 量 契約容量は、0.5 キロボルトアンペアといたします。 (2) 料 金 料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯 A に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table><tr><td>最 低 料 金</td><td>1 契約につき最初の 8 キロワット時まで</td><td><u>317円08銭</u></td></tr><tr><td>電 力 量 料 金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td><u>29円97銭</u></td></tr></table> (3) その他の事項については、公衆街路灯 B に準ずるものといたします。ただし、27（日割計算）の適用については、従量電灯 A に準ずるものといたします。	最 低 料 金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	<u>317円08銭</u>	電 力 量 料 金	上記をこえる 1 キロワット時につき	<u>29円97銭</u>
最 低 料 金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	<u>310円42銭</u>											
電 力 量 料 金	上記をこえる 1 キロワット時につき	<u>30円17銭</u>											
最 低 料 金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	<u>317円08銭</u>											
電 力 量 料 金	上記をこえる 1 キロワット時につき	<u>29円97銭</u>											
6 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30 日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。	6 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30 日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。												

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）																																									
(1) 契 約 電 力 契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。 (2) 料 金 料金は、1 年（毎年 4 月 1 日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table><tr><th></th><th>0.5キロ ワット</th><th>1 キロ ワット</th><th>2 キロ ワット</th><th>3 キロ ワット</th><th>3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに</th></tr><tr><td>最初の 30 日まで</td><td><u>5,243円</u> <u>60銭</u></td><td><u>7,956円</u> <u>25銭</u></td><td><u>13,054円</u> <u>77銭</u></td><td><u>18,205円</u> <u>67銭</u></td><td><u>3,721円</u> <u>25銭</u></td></tr><tr><td>30 日をこえる 1 日につき</td><td><u>58円56銭</u></td><td><u>101円67銭</u></td><td><u>203円43銭</u></td><td><u>301円79銭</u></td><td><u>92円87銭</u></td></tr></table> ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 この場合、基準単価は、次のとおりといたします。 <table><tr><th>契約電力</th><th>0.5キロ ワット</th><th>1 キロ ワット</th><th>2 キロ ワット</th><th>3 キロ ワット</th><th>3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに</th></tr><tr><td>1 日につき</td><td>30銭 0 厘</td><td>60銭 1 厘</td><td>1円20銭 1 厘</td><td>1円80銭 2 厘</td><td>60銭 1 厘</td></tr></table> (3) 支払義務発生日 料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の 30 日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。 7 電力需要の基本料金についての経過措置 (1) 低圧電力，臨時電力（従量制供給の場合に限ります。）または農事用電力として電気の供給を受けるお客さまが令和 6 年 9 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用する基本料金は、19（低圧電力）(5)イもしくはハ、20（臨時電力）(3)ロ(イ)または 21（農事用電力）(3)イにかかわらず、次のとおりといたします。ただし、(2)によって力率割引							0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに	最初の 30 日まで	<u>5,243円</u> <u>60銭</u>	<u>7,956円</u> <u>25銭</u>	<u>13,054円</u> <u>77銭</u>	<u>18,205円</u> <u>67銭</u>	<u>3,721円</u> <u>25銭</u>	30 日をこえる 1 日につき	<u>58円56銭</u>	<u>101円67銭</u>	<u>203円43銭</u>	<u>301円79銭</u>	<u>92円87銭</u>	契約電力	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに	1 日につき	30銭 0 厘	60銭 1 厘	1円20銭 1 厘	1円80銭 2 厘	60銭 1 厘	新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）					
	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに																																				
最初の 30 日まで	<u>5,243円</u> <u>60銭</u>	<u>7,956円</u> <u>25銭</u>	<u>13,054円</u> <u>77銭</u>	<u>18,205円</u> <u>67銭</u>	<u>3,721円</u> <u>25銭</u>																																				
30 日をこえる 1 日につき	<u>58円56銭</u>	<u>101円67銭</u>	<u>203円43銭</u>	<u>301円79銭</u>	<u>92円87銭</u>																																				
契約電力	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに																																				
1 日につき	30銭 0 厘	60銭 1 厘	1円20銭 1 厘	1円80銭 2 厘	60銭 1 厘																																				
(1) 契 約 電 力 契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。 (2) 料 金 料金は、1 年（毎年 4 月 1 日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table><tr><th></th><th>0.5キロ ワット</th><th>1 キロ ワット</th><th>2 キロ ワット</th><th>3 キロ ワット</th><th>3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに</th></tr><tr><td>最初の 30 日まで</td><td><u>5,234円</u> <u>96銭</u></td><td><u>7,938円</u> <u>94銭</u></td><td><u>13,020円</u> <u>48銭</u></td><td><u>18,154円</u> <u>07銭</u></td><td><u>3,703円</u> <u>94銭</u></td></tr><tr><td>30 日をこえる 1 日につき</td><td><u>58円27銭</u></td><td><u>101円09銭</u></td><td><u>202円29銭</u></td><td><u>300円07銭</u></td><td><u>92円29銭</u></td></tr></table> ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 この場合、基準単価は、次のとおりといたします。 <table><tr><th>契約電力</th><th>0.5キロ ワット</th><th>1 キロ ワット</th><th>2 キロ ワット</th><th>3 キロ ワット</th><th>3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに</th></tr><tr><td>1 日につき</td><td>30銭 0 厘</td><td>60銭 1 厘</td><td>1円20銭 1 厘</td><td>1円80銭 2 厘</td><td>60銭 1 厘</td></tr></table> (3) 支払義務発生日 料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の 30 日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。 7 電力需要の基本料金についての経過措置 (1) 低圧電力，臨時電力（従量制供給の場合に限ります。）または農事用電力として電気の供給を受けるお客さまが令和 6 年 9 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用する基本料金は、19（低圧電力）(5)イもしくはハ、20（臨時電力）(3)ロ(イ)または 21（農事用電力）(3)イにかかわらず、次のとおりといたします。ただし、(2)によって力率割引							0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに	最初の 30 日まで	<u>5,234円</u> <u>96銭</u>	<u>7,938円</u> <u>94銭</u>	<u>13,020円</u> <u>48銭</u>	<u>18,154円</u> <u>07銭</u>	<u>3,703円</u> <u>94銭</u>	30 日をこえる 1 日につき	<u>58円27銭</u>	<u>101円09銭</u>	<u>202円29銭</u>	<u>300円07銭</u>	<u>92円29銭</u>	契約電力	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに	1 日につき	30銭 0 厘	60銭 1 厘	1円20銭 1 厘	1円80銭 2 厘	60銭 1 厘						
	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに																																				
最初の 30 日まで	<u>5,234円</u> <u>96銭</u>	<u>7,938円</u> <u>94銭</u>	<u>13,020円</u> <u>48銭</u>	<u>18,154円</u> <u>07銭</u>	<u>3,703円</u> <u>94銭</u>																																				
30 日をこえる 1 日につき	<u>58円27銭</u>	<u>101円09銭</u>	<u>202円29銭</u>	<u>300円07銭</u>	<u>92円29銭</u>																																				
契約電力	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに																																				
1 日につき	30銭 0 厘	60銭 1 厘	1円20銭 1 厘	1円80銭 2 厘	60銭 1 厘																																				

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）								
たは割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。 イ 低 圧 電 力 （イ）基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワットにつき</td><td><u>1, 138円46銭</u></td></tr></table> （ロ）時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。 ロ 臨 時 電 力 基本料金は、1 月につきイ（イ）の該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、イ（イ）の該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。 ハ 農 事 用 電 力 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 なお、1 回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1 年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の 2 月分（その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワットにつき</td><td><u>456円46銭</u></td></tr></table> （2）力率割引および割増し 電気機器の力率をそれぞれの入力によって（3）により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合（19〔低圧電力〕（4）ロにより契約電力を定める場合または 19〔低圧電力〕（4）ロに準じて契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては 90 パーセント、取り付けられていないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。	契約電力 1 キロワットにつき	<u>1, 138円46銭</u>	契約電力 1 キロワットにつき	<u>456円46銭</u>	または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。 イ 低 圧 電 力 （イ）基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワットにつき</td><td><u>1, 155円84銭</u></td></tr></table> （ロ）時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。 ロ 臨 時 電 力 基本料金は、1 月につきイ（イ）の該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、イ（イ）の該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。 ハ 農 事 用 電 力 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 なお、1 回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1 年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の 2 月分（その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワットにつき</td><td><u>473円84銭</u></td></tr></table> （2）力率割引および割増し 電気機器の力率をそれぞれの入力によって（3）により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合（19〔低圧電力〕（4）ロにより契約電力を定める場合または 19〔低圧電力〕（4）ロに準じて契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては 90 パーセント、取り付けられていないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。	契約電力 1 キロワットにつき	<u>1, 155円84銭</u>	契約電力 1 キロワットにつき	<u>473円84銭</u>
契約電力 1 キロワットにつき	<u>1, 138円46銭</u>								
契約電力 1 キロワットにつき	<u>456円46銭</u>								
契約電力 1 キロワットにつき	<u>1, 155円84銭</u>								
契約電力 1 キロワットにつき	<u>473円84銭</u>								

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）
なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。 (3) 加重平均力率の算定 加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。 $\text{加重平均力率（パーセント）} = \frac{100_{\text{セント}} \times \left\{ \begin{array}{c} \text{電熱} \\ \text{器総} \\ \text{容量} \end{array} \right\} + 90_{\text{セント}} \times \left\{ \begin{array}{c} \text{力率}90_{\text{セント}} \\ \text{の 機 器} \\ \text{総 容 量} \end{array} \right\} + 80_{\text{セント}} \times \left\{ \begin{array}{c} \text{力率}80_{\text{セント}} \\ \text{の 機 器} \\ \text{総 容 量} \end{array} \right\}}{\text{機 器 総 容 量}}$ (4) そ の 他 イ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ロ 力率を変更したことにより、料金に変更があった場合は、 26（料金の算定）および 27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。 ハ その他の事項については、本則の低圧電力、臨時電力または農事用電力に準ずるものといたします。 8 この供給約款の実施にともなう切替措置 この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および 27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。	なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。 (3) 加重平均力率の算定 加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。 $\text{加重平均力率（パーセント）} = \frac{100_{\text{セント}} \times \left\{ \begin{array}{c} \text{電熱} \\ \text{器総} \\ \text{容量} \end{array} \right\} + 90_{\text{セント}} \times \left\{ \begin{array}{c} \text{力率}90_{\text{セント}} \\ \text{の 機 器} \\ \text{総 容 量} \end{array} \right\} + 80_{\text{セント}} \times \left\{ \begin{array}{c} \text{力率}80_{\text{セント}} \\ \text{の 機 器} \\ \text{総 容 量} \end{array} \right\}}{\text{機 器 総 容 量}}$ (4) そ の 他 イ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ロ 力率を変更したことにより、料金に変更があった場合は、 26（料金の算定）および 27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。 ハ その他の事項については、本則の低圧電力、臨時電力または農事用電力に準ずるものといたします。 8 この供給約款の実施にともなう切替措置 この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および 27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）
別表	別表
1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスク単価等を定める告示により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 (イ) 定額制供給の場合 a 定額電灯および公衆街路灯A 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。	1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスク単価等を定める告示により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 (イ) 定額制供給の場合 a 定額電灯および公衆街路灯A 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
b 臨時電灯 Aおよび臨時電力 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 (v) 従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 (i) (v)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 (v) 定額制供給の場合は、(i)に準ずるものといたします。この場合、(i)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(i)にいう検針日は、応当日といたします。	b 臨時電灯 Aおよび臨時電力 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 (v) 従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 (i) (v)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 (v) 定額制供給の場合は、(i)に準ずるものといたします。この場合、(i)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(i)にいう検針日は、応当日といたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
2 燃 料 費 調 整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、その端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝$A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0048$ $\beta = 0.3827$ $\gamma = 0.6584$ なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (イ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合 燃 料 費 調整単価 ＝（86,100円－平均燃料価格）× (2)の基準単価 1,000 (ロ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回り、かつ、129,200 円以下の場合	2 燃 料 費 調 整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、その端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝$A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0048$ $\beta = 0.3827$ $\gamma = 0.6584$ なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (イ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合 燃 料 費 調整単価 ＝（86,100円－平均燃料価格）× (2)の基準単価 1,000 (ロ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回り、かつ、129,200 円以下の場合

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）																																																				
燃 料 費 調整単価 ＝（平均燃料価格－86,100円）× (2)の基準単価 1,000 (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が129,200円を上回る場合 平均燃料価格は、129,200円といたします。 燃 料 費 調整単価 ＝（129,200円－86,100円）× (2)の基準単価 1,000 ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。 <table><tr><th>平均燃料価格算定期間</th><th>燃料費調整単価適用期間</th></tr><tr><td>毎年１月１日から３月31日までの期間</td><td>その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年２月１日から４月30日までの期間</td><td>その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年３月１日から５月31日までの期間</td><td>その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年４月１日から６月30日までの期間</td><td>その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年５月１日から７月31日までの期間</td><td>その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年６月１日から８月31日までの期間</td><td>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年７月１日から９月30日までの期間</td><td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年８月１日から10月31日までの期間</td><td>その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年９月１日から11月30日までの期間</td><td>翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年10月１日から12月31日までの期間</td><td>翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間</td><td>翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月29日までの期間）</td><td>翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間</td></tr></table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間	毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間	毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間	毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間	毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間	毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間	毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間	毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間	毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間	燃 料 費 調整単価 ＝（平均燃料価格－86,100円）× (2)の基準単価 1,000 (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が129,200円を上回る場合 平均燃料価格は、129,200円といたします。 燃 料 費 調整単価 ＝（129,200円－86,100円）× (2)の基準単価 1,000 ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。 <table><tr><th>平均燃料価格算定期間</th><th>燃料費調整単価適用期間</th></tr><tr><td>毎年１月１日から３月31日までの期間</td><td>その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年２月１日から４月30日までの期間</td><td>その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年３月１日から５月31日までの期間</td><td>その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年４月１日から６月30日までの期間</td><td>その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年５月１日から７月31日までの期間</td><td>その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年６月１日から８月31日までの期間</td><td>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年７月１日から９月30日までの期間</td><td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年８月１日から10月31日までの期間</td><td>その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年９月１日から11月30日までの期間</td><td>翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年10月１日から12月31日までの期間</td><td>翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間</td><td>翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月29日までの期間）</td><td>翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間</td></tr></table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間	毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間	毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間	毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間	毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間	毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間	毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間	毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間	毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																				
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間																																																				
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																				
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間																																																				

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）			新：特定小売供給約款（令和６年４月1日実施）		
（ロ） 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、（イ）にいう検針日は、応当日といたします。			（ロ） 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、（イ）にいう検針日は、応当日といたします。		
ニ 燃 料 費 調 整 額			ニ 燃 料 費 調 整 額		
（イ） 定額制供給の場合 a 定額電灯および公衆街路灯 A 燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。 b 臨時電灯 A および臨時電力 燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。			（イ） 定額制供給の場合 a 定額電灯および公衆街路灯 A 燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。 b 臨時電灯 A および臨時電力 燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。		
（ロ） 従量制供給の場合 燃料費調整額は、その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。			（ロ） 従量制供給の場合 燃料費調整額は、その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。		
(2) 基 準 単 価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。			(2) 基 準 単 価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。		
イ 定額制供給の場合			イ 定額制供給の場合		
（イ） 定額電灯および公衆街路灯 A 基準単価は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。			（イ） 定額電灯および公衆街路灯 A 基準単価は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。		
電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	71銭0厘	電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	71銭0厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1円41銭8厘		10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1円41銭8厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2円83銭7厘		20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2円83銭7厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4円25銭5厘		40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4円25銭5厘

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）

小型機器	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	7円9銭2厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	7円9銭2厘
	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2円11銭9厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4円23銭7厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	4円23銭7厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭7厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	11銭4厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	11銭4厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	1円14銭3厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	1円14銭3厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円20銭 1 厘
---------------------	------------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット 時 に つ き	18銭 3 厘
-----------------	---------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

新：特定小売供給約款（令和６年４月1日実施）

	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	7円9銭2厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	7円9銭2厘
小型機器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2円11銭9厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4円23銭7厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	4円23銭7厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭7厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	11銭4厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	11銭4厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	1円14銭3厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	1円14銭3厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円20銭 1 厘
---------------------	------------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット 時 に つ き	18銭 3 厘
-----------------	---------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）

3 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、
契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の
入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によっ
て算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設
備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量(入力)を算定いたします。

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ け い 光 灯

	換 算 容 量	
	入 力（ボルトアンペア）	入 力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200 パーセント	

ロ ネ オ ン 管 灯

2 次電圧（ボルト）	換 算 容 量		
	入 力（ボルトアンペア）		入 力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3, 000	30	80	30
6, 000	60	150	60

新：特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）

3 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、
契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の
入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によっ
て算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設
備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量(入力)を算定いたします。

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ け い 光 灯

	換 算 容 量	
	入 力（ボルトアンペア）	入 力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200 パーセント	

ロ ネ オ ン 管 灯

2 次電圧（ボルト）	換 算 容 量		
	入 力（ボルトアンペア）		入 力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3, 000	30	80	30
6, 000	60	150	60

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）				新：特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）					
9,000		100	220	100	9,000		100	220	100
12,000		140	300	140	12,000		140	300	140
15,000		180	350	180	15,000		180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水 銀 灯

出 力 （ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘 導 電 動 機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出 力	換 算 容 量
-----	---------

旧：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）				新：特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）					
9,000		100	220	100	9,000		100	220	100
12,000		140	300	140	12,000		140	300	140
15,000		180	350	180	15,000		180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水 銀 灯

出 力 （ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘 導 電 動 機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出 力	換 算 容 量
-----	---------

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）

(ワット)	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力（ワット）× 133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）

(ワット)	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力（ワット）× 133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ 3 相誘導電動機

換 算 容 量（入力〔キロワット〕）	
出力(馬力)	× 93.3 パーセント
出力(キロワット)×125.0 パーセント	

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

ロ 3 相誘導電動機

換 算 容 量（入力〔キロワット〕）	
出力(馬力)	× 93.3 パーセント
出力(キロワット)×125.0 パーセント	

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)	
治療用装置			定格１次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。	
診察用装置	95キロボルトピーク 以下	20ミリアンペア以下	1	
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5	
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2	
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3	
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4	
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5	
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5	

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)	
治療用装置			定格１次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。	
診察用装置	95キロボルトピーク 以下	20ミリアンペア以下	1	
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5	
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2	
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3	
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4	
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5	
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5	

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）					新：特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）				
			500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10				500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
		95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下	200ミリアンペア以下	5			95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下	200ミリアンペア以下	5
			200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6				200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
			300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8				300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
			500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5				500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
		100キロボルトピーク 超過 125キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	9.5			100キロボルトピーク 超過 125キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	9.5
			500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16				500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
		125キロボルトピーク 超過 150キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	11			125キロボルトピーク 超過 150キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	11
			500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5				500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
	蓄電器放電式 診 察 用 装 置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1		蓄電器放電式 診 察 用 装 置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
		0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2			0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2
		1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下		3			1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下		3

(4)電 気 溶 接 機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝最大定格1次入力（キロボルトアンペア）
×70パーセント

ロイ以外の場合

入力（キロワット）＝実測した1次入力（キロボルトアンペア）
×70パーセント

(5)そ の 他

イ（1）、（2）、（3）および（4）によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）

			500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10				500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
		95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下	200ミリアンペア以下	5			95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下	200ミリアンペア以下	5
			200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6				200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
			300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8				300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
			500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5				500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
		100キロボルトピーク 超過 125キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	9.5			100キロボルトピーク 超過 125キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	9.5
			500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16				500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
		125キロボルトピーク 超過 150キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	11			125キロボルトピーク 超過 150キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	11
			500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5				500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
	蓄電器放電式 診 察 用 装 置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1		蓄電器放電式 診 察 用 装 置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
		0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2			0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2
		1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下		3			1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下		3

(4)電 気 溶 接 機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝最大定格1次入力（キロボルトアンペア）
×70パーセント

ロイ以外の場合

入力（キロワット）＝実測した1次入力（キロボルトアンペア）
×70パーセント

(5)そ の 他

イ（1）、（2）、（3）および（4）によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
を算定いたします。 ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。 ５ 契約容量および契約電力の算定方法 16（従量電灯）(3)ニ(㍑)または19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。 (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$ なお、交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。 (2) 供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧 200 ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$ ６ 使用電力量の協定 使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。 (1) 過去の使用電力量による場合 次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。 イ 前月または前年同月の使用電力量による場合 $\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ ロ 前３月間の使用電力量による場合 $\text{前３月間の使用電力量} \times \text{協定の対象と}$	を算定いたします。 ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。 ５ 契約容量および契約電力の算定方法 16（従量電灯）(3)ニ(㍑)または19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。 (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$ なお、交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。 (2) 供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧 200 ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$ ６ 使用電力量の協定 使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。 (1) 過去の使用電力量による場合 次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。 イ 前月または前年同月の使用電力量による場合 $\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ ロ 前３月間の使用電力量による場合 $\text{前３月間の使用電力量} \times \text{協定の対象と}$

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
前３月間の料金の算定期間の日数 な る 期 間 の 日 数 (2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。 (3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。 $\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \begin{matrix} \text{協 定 の 対 象 と} \\ \text{な る 期 間 の 日 数} \end{matrix}$ (4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合 参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。 なお、この場合の計量器の取付けは、託送約款等に定めるところに準ずるものといたします。 (5) 公差をこえる誤差により修正する場合 $\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm\text{誤差率})}$ なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。 イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月 ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月 7 日割計算の基本算式 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 イ 基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合 $1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし、26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$ といたします。	前３月間の料金の算定期間の日数 な る 期 間 の 日 数 (2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。 (3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。 $\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \begin{matrix} \text{協 定 の 対 象 と} \\ \text{な る 期 間 の 日 数} \end{matrix}$ (4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合 参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。 なお、この場合の計量器の取付けは、託送約款等に定めるところに準ずるものといたします。 (5) 公差をこえる誤差により修正する場合 $\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm\text{誤差率})}$ なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。 イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月 ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月 7 日割計算の基本算式 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 イ 基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合 $1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし、26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$ といたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (イ) 従 量 電 灯 A 最低料金適用電力量＝８キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。 (ロ) 従量電灯Bおよび従量電灯C 第１段階料金適用電力量＝120キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第１段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第２段階料金適用電力量＝180キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第２段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (ニ) 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$ といたします。 ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合	ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (イ) 従 量 電 灯 A 最低料金適用電力量＝８キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。 (ロ) 従量電灯Bおよび従量電灯C 第１段階料金適用電力量＝120キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第１段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第２段階料金適用電力量＝180キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第２段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (ニ) 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$ といたします。 ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）
料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，低圧電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合 (イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 (2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 (3) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (4) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。	料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，低圧電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合 (イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 (2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 (3) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (4) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 （５） 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、（１）イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。	イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 （５） 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、（１）イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

3 みなし小売電気事業者特定小売供給約款
 料金算定規則様式第 14 から第 17 までに
 より作成した書類

様式第14（第36条第2項、第39条第2項関係）
特殊変動額総括表

（単位：百万円）

	項 目	変 動 金 額	備 考
初年度	送配電関連費		
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却費		
	他社購入電源費		
	他社販売電源料		
二年度	送配電関連費		
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却費		
	他社購入電源費		
	他社販売電源料		
三年度	送配電関連費		
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却費		
	他社購入電源費		
	他社販売電源料		
原価算定期間計	送配電関連費	▲45,186	
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却費		
	他社購入電源費	316,122	
	他社販売電源料	▲53,616	

原価算定期間を、令和5年4月から令和8年3月までの3年として算定した。

法第17条の2第1項に規定する経済産業省令で定める期間内において
託送供給等に係る料金が年度ごとに変動する場合にあっては、
年度ごとに作成すること。

様式第14の2（第36条第3項、第39条第3項関係）
特殊送配電非関連費明細表

（単位：百万円）

項 目	固 定 費	可 変 費
原子力廃止関連仮勘定償却費		
他社購入電源費	129,204	186,918
他社販売電源料	▲15,366	▲38,250
合 計	113,838	148,668

注 様式第1の注1及び2と同様とすること

様式第15（第36条第5項、第39条第5項関係）
特殊送配電関連費等計算表

（単位：百万円）

	変 動 費
初年度	特殊送配電関連費
	特殊配電関連費
	特殊送配電非関連費
二年度	特殊送配電関連費
	特殊配電関連費
	特殊送配電非関連費
三年度	特殊送配電関連費
	特殊配電関連費
	特殊送配電非関連費
原価算定期間計	特殊送配電関連費
	特殊配電関連費
	特殊送配電非関連費

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

法第17条の2第1項に規定する経済産業省令で定める期間内において
託送供給等に係る料金が年度ごとに変動する場合にあっては、
年度ごとに作成すること。

様式第16（第36条第5項関係）
特殊原価等集計表

（単位：百万円）

	変 動 費
特定需要	3,304

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第17（第36条第11項、第39条第11項関係）
第1表

特殊変動費と料金収入の変動分の比較表										(単位：百万円)
		固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収 入
初年度	特 定 需 要	()	()	()	()	()	()		()	()
二年度	特 定 需 要				()	()			()	
三年度	特 定 需 要				()	()			()	
原価算定期間計		579,803 (22,666)	1,891,138 (25,824)	168,247 (－)	855,556 (▲45,186)		3,494,744 (3,304)	96,392	36.26 (0.03)	3,494,737 (3,300)

(記載注意)

特定需要の（ ）内には、特殊変動費に係る費用等を内数として記載すること。
 法第17条の2第1項に規定する経済産業省令で定める期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに
 変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価（円/kWh）
 の記載を省略することができる。

特定小売供給約款変更届出書

エ 経 料 発 5 第 3 号

令 和 6 年 2 月 6 日

経済産業大臣 齋 藤 健 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力エナジーパートナー株式会社

代表取締役社長 山 岸 桃 子

平成26年改正法附則第16条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第 4 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款を変更したので届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙 特定小売供給約款のとおりであります。
実 施 期 日	令 和 6 年 4 月 1 日

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 23 条の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 供給条件の変更の内容および新旧比較表

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、債権回収において弁護士法人の活用を追加すること等を踏まえ、変更が必要となる供給条件の内容の変更を行なうため、特定小売供給約款を見直すことといたしました。

つきましては、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき、ここに特定小売供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 供給条件の変更の内容 および新旧比較表

供給条件の変更の内容

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき届け出る特定小売供給約款の変更につきましては、以下の見直しを行ないました。

- ・債権回収において弁護士法人の活用を追加
- ・その他の今日の見直し

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）
特定小売供給約款 令和 5 年 6 月 1 日 実施 東京電力エナジーパートナー株式会社	特定小売供給約款 令和 6 年 4 月 1 日 実施 東京電力エナジーパートナー株式会社

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
I 総 則	I 総 則
1 適 用	1 適 用
(1) 当社が、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。	(1) 当社が、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
(2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県， 山梨県，静岡県（富士川以東）	(2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県， 山梨県，静岡県（富士川以東）
2 供給約款の認可および変更	2 供給約款の届出および変更
(1) この供給約款は、 <u>電気事業法附則第 18 条第 1 項</u> の規定にもとづき、経済産業大臣の <u>認可を受けた</u> ものです。	(1) この供給約款は、 <u>電気事業法附則第 16 条第 4 項</u> の規定によりなおその効力を有する <u>ものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 4 項</u> の規定にもとづき、経済産業大臣に <u>届け出た</u> ものです。
(2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。	(2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。
3 定 義	3 定 義
次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。	次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。
(1) 低 圧	(1) 低 圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。	標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
(2) 電 灯	(2) 電 灯
白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。	白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
(3) 小 型 機 器	(3) 小 型 機 器
主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用する，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。	主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用する，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。
(4) 動 力	(4) 動 力

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (5) 契 約 負 荷 設 備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 (6) 契 約 主 開 閉 器 契約上設定されるしゃ断器であつて、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。 (7) 契 約 電 流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相２線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。 (8) 契 約 容 量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。 (9) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (10) 夏 季 毎年７月１日から９月３０日までの期間をいいます。 (11) そ の 他 季 毎年10月１日から翌年の６月３０日までの期間をいいます。 (12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。 (13) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (14) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年１月１日から３月３１日までの期間、２月１日から４月３０日までの期間、３月１日から５月３１日までの期間、４月１日から６月３０日までの期間、５月１日から７月３１日までの期間、６月１日から８月３１日までの期間、７月１日から９月３０日までの期間、８月１日から10月３１日までの期間、９月１日から11月３０日までの期間、10月１日から12月３１日までの期間、11月１日から翌年の１月３１日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌	電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (5) 契 約 負 荷 設 備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 (6) 契 約 主 開 閉 器 契約上設定されるしゃ断器であつて、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。 (7) 契 約 電 流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相２線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。 (8) 契 約 容 量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。 (9) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (10) 夏 季 毎年７月１日から９月３０日までの期間をいいます。 (11) そ の 他 季 毎年10月１日から翌年の６月３０日までの期間をいいます。 (12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。 (13) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (14) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年１月１日から３月３１日までの期間、２月１日から４月３０日までの期間、３月１日から５月３１日までの期間、４月１日から６月３０日までの期間、５月１日から７月３１日までの期間、６月１日から８月３１日までの期間、７月１日から９月３０日までの期間、８月１日から10月３１日までの期間、９月１日から11月３０日までの期間、10月１日から12月３１日までの期間、11月１日から翌年の１月３１日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
年の２月２９日までの期間といたします。）をいいます。 ４ 単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、１ワットまたは１ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (2) 契約容量の単位は、１キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (3) 契約電力の単位は、１キロワットとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。 (4) 使用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 ５ 実 施 細 目 この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。	年の２月２９日までの期間といたします。）をいいます。 ４ 単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、１ワットまたは１ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (2) 契約容量の単位は、１キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (3) 契約電力の単位は、１キロワットとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。 (4) 使用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 ５ 実 施 細 目 この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
Ⅱ 契 約 の 申 込 み	Ⅱ 契 約 の 申 込 み
6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款ならびにお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所，供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備，蓄電池，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法 (2) 契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (3) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。 7 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (2) 契約期間は，次によります。 イ 契約期間は，臨時電灯および臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。 ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。	6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款ならびにお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所，供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備，蓄電池，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法 (2) 契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (3) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。 7 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (2) 契約期間は，次によります。 イ 契約期間は，臨時電灯および臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。 ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）
ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。 ニ お客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。	ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。 ニ お客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。
8 需 要 場 所 需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。	8 需 要 場 所 需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。
9 需給契約の単位 当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。 (1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力 (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合 (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。	9 需給契約の単位 当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。 (1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力 (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合 (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。
10 供 給 の 開 始 (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。 (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ	10 供 給 の 開 始 (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。 (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）
定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。	定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。
11 供給の単位 当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。	11 供給の単位 当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。
12 承諾の限界 当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。	12 承諾の限界 当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。
13 需給契約書の作成 特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。	13 需給契約書の作成 特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）																										
Ⅲ 契約種別および料金																										
14 契 約 種 別																										
契約種別は，次のとおりといたします。																										
	<table><tr><th>需 要 区 分</th><th colspan="2">契 約 種 別</th></tr><tr><td rowspan="9">電 灯 需 要</td><td colspan="2">定 額 電 灯</td></tr><tr><td rowspan="3">従 量 電 灯</td><td>A</td></tr><tr><td>B</td></tr><tr><td>C</td></tr><tr><td rowspan="3">臨 時 電 灯</td><td>A</td></tr><tr><td>B</td></tr><tr><td>C</td></tr><tr><td rowspan="2">公 衆 街 路 灯</td><td>A</td></tr><tr><td>B</td></tr><tr><td rowspan="3">電 力 需 要</td><td colspan="2">低 圧 電 力</td></tr><tr><td colspan="2">臨 時 電 力</td></tr><tr><td colspan="2">農 事 用 電 力</td></tr></table>		需 要 区 分	契 約 種 別		電 灯 需 要	定 額 電 灯		従 量 電 灯	A	B	C	臨 時 電 灯	A	B	C	公 衆 街 路 灯	A	B	電 力 需 要	低 圧 電 力		臨 時 電 力		農 事 用 電 力	
需 要 区 分	契 約 種 別																									
電 灯 需 要	定 額 電 灯																									
	従 量 電 灯	A																								
		B																								
		C																								
	臨 時 電 灯	A																								
		B																								
		C																								
	公 衆 街 路 灯	A																								
		B																								
電 力 需 要	低 圧 電 力																									
	臨 時 電 力																									
	農 事 用 電 力																									
15 定 額 電 灯																										
(1) 適 用 範 囲																										
電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。																										
(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数																										
供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。																										

新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）																										
Ⅲ 契約種別および料金																										
14 契 約 種 別																										
契約種別は，次のとおりといたします。																										
	<table><tr><th>需 要 区 分</th><th colspan="2">契 約 種 別</th></tr><tr><td rowspan="9">電 灯 需 要</td><td colspan="2">定 額 電 灯</td></tr><tr><td rowspan="3">従 量 電 灯</td><td>A</td></tr><tr><td>B</td></tr><tr><td>C</td></tr><tr><td rowspan="3">臨 時 電 灯</td><td>A</td></tr><tr><td>B</td></tr><tr><td>C</td></tr><tr><td rowspan="2">公 衆 街 路 灯</td><td>A</td></tr><tr><td>B</td></tr><tr><td rowspan="3">電 力 需 要</td><td colspan="2">低 圧 電 力</td></tr><tr><td colspan="2">臨 時 電 力</td></tr><tr><td colspan="2">農 事 用 電 力</td></tr></table>		需 要 区 分	契 約 種 別		電 灯 需 要	定 額 電 灯		従 量 電 灯	A	B	C	臨 時 電 灯	A	B	C	公 衆 街 路 灯	A	B	電 力 需 要	低 圧 電 力		臨 時 電 力		農 事 用 電 力	
需 要 区 分	契 約 種 別																									
電 灯 需 要	定 額 電 灯																									
	従 量 電 灯	A																								
		B																								
		C																								
	臨 時 電 灯	A																								
		B																								
		C																								
	公 衆 街 路 灯	A																								
		B																								
電 力 需 要	低 圧 電 力																									
	臨 時 電 力																									
	農 事 用 電 力																									
15 定 額 電 灯																										
(1) 適 用 範 囲																										
電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。																										
(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数																										
供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。																										

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）																												
(3) 契 約 負 荷 設 備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 料 金 料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ 需 要 家 料 金 需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>１ 契 約 に つ き</td><td>55円00銭</td></tr></table> ロ 電 灯 料 金 (イ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>10ワットまでの１灯につき</td><td>169円79銭</td></tr><tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき</td><td>290円07銭</td></tr><tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき</td><td>530円64銭</td></tr><tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき</td><td>771円21銭</td></tr><tr><td>60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき</td><td>1,252円35銭</td></tr><tr><td>100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに</td><td>1,252円35銭</td></tr></table> (ロ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力いたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力いたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金	１ 契 約 に つ き	55円00銭	10ワットまでの１灯につき	169円79銭	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	290円07銭	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	530円64銭	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	771円21銭	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	1,252円35銭	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	1,252円35銭	(3) 契 約 負 荷 設 備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 料 金 料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ 需 要 家 料 金 需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>１ 契 約 に つ き</td><td>55円00銭</td></tr></table> ロ 電 灯 料 金 (イ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>10ワットまでの１灯につき</td><td>169円79銭</td></tr><tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき</td><td>290円07銭</td></tr><tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき</td><td>530円64銭</td></tr><tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき</td><td>771円21銭</td></tr><tr><td>60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき</td><td>1,252円35銭</td></tr><tr><td>100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに</td><td>1,252円35銭</td></tr></table> (ロ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力いたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力いたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金	１ 契 約 に つ き	55円00銭	10ワットまでの１灯につき	169円79銭	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	290円07銭	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	530円64銭	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	771円21銭	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	1,252円35銭	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	1,252円35銭
１ 契 約 に つ き	55円00銭																												
10ワットまでの１灯につき	169円79銭																												
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	290円07銭																												
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	530円64銭																												
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	771円21銭																												
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	1,252円35銭																												
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	1,252円35銭																												
１ 契 約 に つ き	55円00銭																												
10ワットまでの１灯につき	169円79銭																												
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	290円07銭																												
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	530円64銭																												
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	771円21銭																												
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	1,252円35銭																												
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	1,252円35銭																												

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）												
を適用いたします。 ハ 小 型 機 器 料 金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>50ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td>450円84銭</td></tr><tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td>810円37銭</td></tr><tr><td>100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに</td><td>810円37銭</td></tr></table> (5) そ の 他 当該一般送配電事業者等は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。 16 従 量 電 灯 (1) 従 量 電 灯 A イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が 5 アンペア以下であること。 (ロ) 定額電灯を適用できないこと。 ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。 ハ 契 約 電 流 (イ) 契約電流は， 5 アンペアといたします。 (ロ) 当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	450円84銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	810円37銭	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	810円37銭	を適用いたします。 ハ 小 型 機 器 料 金 小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>50ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td>450円84銭</td></tr><tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td>810円37銭</td></tr><tr><td>100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに</td><td>810円37銭</td></tr></table> (5) そ の 他 当該一般送配電事業者等は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。 16 従 量 電 灯 (1) 従 量 電 灯 A イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が 5 アンペア以下であること。 (ロ) 定額電灯を適用できないこと。 ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。 ハ 契 約 電 流 (イ) 契約電流は， 5 アンペアといたします。 (ロ) 当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	450円84銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	810円37銭	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	810円37銭
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	450円84銭												
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	810円37銭												
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	810円37銭												
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	450円84銭												
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	810円37銭												
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	810円37銭												

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）												
器を取り付けないことがあります。 ニ 料 金 料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table><tr><td>最 低 料 金</td><td>1 契約につき最初の 8 キロワット時まで</td><td>321円42銭</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>30円00銭</td></tr></table> (2) 従 量 電 灯 B イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、	最 低 料 金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	321円42銭	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	30円00銭	器を取り付けないことがあります。 ニ 料 金 料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table><tr><td>最 低 料 金</td><td>1 契約につき最初の 8 キロワット時まで</td><td>321円42銭</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>30円00銭</td></tr></table> (2) 従 量 電 灯 B イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、	最 低 料 金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	321円42銭	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	30円00銭
最 低 料 金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	321円42銭											
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	30円00銭											
最 低 料 金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	321円42銭											
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	30円00銭											

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）																												
交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。	交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。																												
ハ 契 約 電 流	ハ 契 約 電 流																												
（イ） 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。	（イ） 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。																												
（ロ） 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。	（ロ） 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。																												
ニ 料 金	ニ 料 金																												
料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。																												
（イ） 基 本 料 金	（イ） 基 本 料 金																												
基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。	基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。																												
<table><tr><td>契約電流10アンペア</td><td>295円24銭</td></tr><tr><td>契約電流15アンペア</td><td>442円86銭</td></tr><tr><td>契約電流20アンペア</td><td>590円48銭</td></tr><tr><td>契約電流30アンペア</td><td>885円72銭</td></tr><tr><td>契約電流40アンペア</td><td>1,180円96銭</td></tr><tr><td>契約電流50アンペア</td><td>1,476円20銭</td></tr><tr><td>契約電流60アンペア</td><td>1,771円44銭</td></tr></table>	契約電流10アンペア	295円24銭	契約電流15アンペア	442円86銭	契約電流20アンペア	590円48銭	契約電流30アンペア	885円72銭	契約電流40アンペア	1,180円96銭	契約電流50アンペア	1,476円20銭	契約電流60アンペア	1,771円44銭	<table><tr><td>契約電流10アンペア</td><td>295円24銭</td></tr><tr><td>契約電流15アンペア</td><td>442円86銭</td></tr><tr><td>契約電流20アンペア</td><td>590円48銭</td></tr><tr><td>契約電流30アンペア</td><td>885円72銭</td></tr><tr><td>契約電流40アンペア</td><td>1,180円96銭</td></tr><tr><td>契約電流50アンペア</td><td>1,476円20銭</td></tr><tr><td>契約電流60アンペア</td><td>1,771円44銭</td></tr></table>	契約電流10アンペア	295円24銭	契約電流15アンペア	442円86銭	契約電流20アンペア	590円48銭	契約電流30アンペア	885円72銭	契約電流40アンペア	1,180円96銭	契約電流50アンペア	1,476円20銭	契約電流60アンペア	1,771円44銭
契約電流10アンペア	295円24銭																												
契約電流15アンペア	442円86銭																												
契約電流20アンペア	590円48銭																												
契約電流30アンペア	885円72銭																												
契約電流40アンペア	1,180円96銭																												
契約電流50アンペア	1,476円20銭																												
契約電流60アンペア	1,771円44銭																												
契約電流10アンペア	295円24銭																												
契約電流15アンペア	442円86銭																												
契約電流20アンペア	590円48銭																												
契約電流30アンペア	885円72銭																												
契約電流40アンペア	1,180円96銭																												
契約電流50アンペア	1,476円20銭																												
契約電流60アンペア	1,771円44銭																												

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）																
（㌖）電 力 量 料 金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>最初の120キロワット時までの１キロワット時につき</td><td>30円00銭</td></tr><tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき</td><td>36円60銭</td></tr><tr><td>300キロワット時をこえる１キロワット時につき</td><td>40円69銭</td></tr></table> （ハ）最 低 月 額 料 金 （イ）および（㌖）によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その１月の料金は、次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table><tr><td>１ 契 約 に つ き</td><td>321円42銭</td></tr></table> （3）従 量 電 灯 C イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 （イ） 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 （㌖） １需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。 ただし、１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、（イ）に該当し、かつ、（㌖）の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルト	最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	30円00銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	36円60銭	300キロワット時をこえる１キロワット時につき	40円69銭	１ 契 約 に つ き	321円42銭	（㌖）電 力 量 料 金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>最初の120キロワット時までの１キロワット時につき</td><td>30円00銭</td></tr><tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき</td><td>36円60銭</td></tr><tr><td>300キロワット時をこえる１キロワット時につき</td><td>40円69銭</td></tr></table> （ハ）最 低 月 額 料 金 （イ）および（㌖）によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その１月の料金は、次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table><tr><td>１ 契 約 に つ き</td><td>321円42銭</td></tr></table> （3）従 量 電 灯 C イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 （イ） 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 （㌖） １需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。 ただし、１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、（イ）に該当し、かつ、（㌖）の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルト	最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	30円00銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	36円60銭	300キロワット時をこえる１キロワット時につき	40円69銭	１ 契 約 に つ き	321円42銭
最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	30円00銭																
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	36円60銭																
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	40円69銭																
１ 契 約 に つ き	321円42銭																
最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	30円00銭																
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	36円60銭																
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	40円69銭																
１ 契 約 に つ き	321円42銭																

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）																
とし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。	とし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。																
ハ 契 約 負 荷 設 備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。	ハ 契 約 負 荷 設 備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。																
ニ 契 約 容 量 (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。 <table><tr><td>最初の 6 キロボルトアンペアにつき</td><td>95パーセント</td></tr><tr><td>次の14キロボルトアンペアにつき</td><td>85パーセント</td></tr><tr><td>次の30キロボルトアンペアにつき</td><td>75パーセント</td></tr><tr><td>50キロボルトアンペアをこえる部分につき</td><td>65パーセント</td></tr></table>	最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95パーセント	次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント	次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント	50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント	(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。 <table><tr><td>最初の 6 キロボルトアンペアにつき</td><td>95パーセント</td></tr><tr><td>次の14キロボルトアンペアにつき</td><td>85パーセント</td></tr><tr><td>次の30キロボルトアンペアにつき</td><td>75パーセント</td></tr><tr><td>50キロボルトアンペアをこえる部分につき</td><td>65パーセント</td></tr></table>	最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95パーセント	次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント	次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント	50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント
最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95パーセント																
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント																
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント																
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント																
最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95パーセント																
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント																
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント																
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント																
(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 5（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。	(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 5（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。																
ホ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたも	ホ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたも																

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）																
のいたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。 <table><tr><td>契約容量１キロボルトアンペアにつき</td><td>295円24銭</td></tr></table> (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>最初の120キロワット時までの１キロワット時につき</td><td>30円00銭</td></tr><tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき</td><td>36円60銭</td></tr><tr><td>300キロワット時をこえる１キロワット時につき</td><td>40円69銭</td></tr></table>	契約容量１キロボルトアンペアにつき	295円24銭	最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	30円00銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	36円60銭	300キロワット時をこえる１キロワット時につき	40円69銭	のいたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。 <table><tr><td>契約容量１キロボルトアンペアにつき</td><td>295円24銭</td></tr></table> (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>最初の120キロワット時までの１キロワット時につき</td><td>30円00銭</td></tr><tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき</td><td>36円60銭</td></tr><tr><td>300キロワット時をこえる１キロワット時につき</td><td>40円69銭</td></tr></table>	契約容量１キロボルトアンペアにつき	295円24銭	最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	30円00銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	36円60銭	300キロワット時をこえる１キロワット時につき	40円69銭
契約容量１キロボルトアンペアにつき	295円24銭																
最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	30円00銭																
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	36円60銭																
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	40円69銭																
契約容量１キロボルトアンペアにつき	295円24銭																
最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	30円00銭																
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	36円60銭																
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	40円69銭																
17 臨時電灯 (1) 臨時電灯Ａ イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が１年未満の需要で、その総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）が３キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 ハ 料金 料金は、契約負荷設備の総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものと	17 臨時電灯 (1) 臨時電灯Ａ イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が１年未満の需要で、その総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものと																

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）																				
いたします。）によって１日につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table><tr><td>総容量が50ボルトアンペアまでの場合</td><td>10円55銭</td></tr><tr><td>総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合</td><td>21円11銭</td></tr><tr><td>総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに</td><td>21円11銭</td></tr><tr><td>総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合</td><td>211円18銭</td></tr><tr><td>総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに</td><td>211円18銭</td></tr></table> ニ そ の 他 （イ） 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 （ロ） 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時電灯 A を適用いたします。 （ハ） その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。 （２） 臨 時 電 灯 B イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が１年未満の需要で、契約電流が 40 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 契 約 電 流 （イ） 契約電流は、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。 （ロ） 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	10円55銭	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	21円11銭	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	21円11銭	総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	211円18銭	総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	211円18銭	いたします。）によって１日につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table><tr><td>総容量が50ボルトアンペアまでの場合</td><td>10円55銭</td></tr><tr><td>総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合</td><td>21円11銭</td></tr><tr><td>総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに</td><td>21円11銭</td></tr><tr><td>総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合</td><td>211円18銭</td></tr><tr><td>総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに</td><td>211円18銭</td></tr></table> ニ そ の 他 （イ） 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 （ロ） 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時電灯 A を適用いたします。 （ハ） その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。 （２） 臨 時 電 灯 B イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が１年未満の需要で、契約電流が 40 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 契 約 電 流 （イ） 契約電流は、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。 （ロ） 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	10円55銭	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	21円11銭	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	21円11銭	総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	211円18銭	総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	211円18銭
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	10円55銭																				
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	21円11銭																				
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	21円11銭																				
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	211円18銭																				
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	211円18銭																				
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	10円55銭																				
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	21円11銭																				
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	21円11銭																				
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	211円18銭																				
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	211円18銭																				

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）								
計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置 が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認 められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計 量器を取り付けないことがあります。	計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置 が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認 められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計 量器を取り付けないことがあります。								
ハ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電 力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を 下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引い たものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を 上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたも のといたします。 (イ) 基 本 料 金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しな い場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契 約 電 流 10 ア ン ペ ア に つ き</td><td>324円76銭</td></tr></table> (ロ) 電 力 量 料 金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td>44円76銭</td></tr></table> ニ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間 満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、 臨時電灯 B を適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 B に準ずるものと いたします。 (3) 臨 時 電 灯 C イ 適 用 範 囲	契 約 電 流 10 ア ン ペ ア に つ き	324円76銭	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	44円76銭	ハ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電 力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を 下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引い たものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を 上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたも のといたします。 (イ) 基 本 料 金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しな い場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契 約 電 流 10 ア ン ペ ア に つ き</td><td>324円76銭</td></tr></table> (ロ) 電 力 量 料 金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td>44円76銭</td></tr></table> ニ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間 満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、 臨時電灯 B を適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 B に準ずるものと いたします。 (3) 臨 時 電 灯 C イ 適 用 範 囲	契 約 電 流 10 ア ン ペ ア に つ き	324円76銭	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	44円76銭
契 約 電 流 10 ア ン ペ ア に つ き	324円76銭								
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	44円76銭								
契 約 電 流 10 ア ン ペ ア に つ き	324円76銭								
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	44円76銭								

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）								
電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が１年未満の需要で、契約容量が６キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として５０キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基 本 料 金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約容量１キロボルトアンペアにつき</td><td>324円76銭</td></tr></table> (ロ) 電 力 量 料 金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>１キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td>44円76銭</td></tr></table> ハ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時電灯Ｃを適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Ｃに準ずるものといたします。 18 公 衆 街 路 灯 (1) 公 衆 街 路 灯 A	契約容量１キロボルトアンペアにつき	324円76銭	１キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	44円76銭	電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が１年未満の需要で、契約容量が６キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として５０キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基 本 料 金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約容量１キロボルトアンペアにつき</td><td>324円76銭</td></tr></table> (ロ) 電 力 量 料 金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>１キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td>44円76銭</td></tr></table> ハ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時電灯Ｃを適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Ｃに準ずるものといたします。 18 公 衆 街 路 灯 (1) 公 衆 街 路 灯 A	契約容量１キロボルトアンペアにつき	324円76銭	１キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	44円76銭
契約容量１キロボルトアンペアにつき	324円76銭								
１キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	44円76銭								
契約容量１キロボルトアンペアにつき	324円76銭								
１キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	44円76銭								

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）																												
イ適用範囲 公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。 ロ料金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 需要家料金 需要家料金は、１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>１契約につき</td><td>49円50銭</td></tr></table> (ロ) 電灯料金 a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>10ワットまでの１灯につき</td><td>157円61銭</td></tr><tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき</td><td>271円21銭</td></tr><tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき</td><td>498円40銭</td></tr><tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき</td><td>725円59銭</td></tr><tr><td>60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき</td><td>1,179円98銭</td></tr><tr><td>100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに</td><td>1,179円98銭</td></tr></table> b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力と	１契約につき	49円50銭	10ワットまでの１灯につき	157円61銭	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	271円21銭	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	498円40銭	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	725円59銭	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	1,179円98銭	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	1,179円98銭	イ適用範囲 公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。 ロ料金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 需要家料金 需要家料金は、１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>１契約につき</td><td>49円50銭</td></tr></table> (ロ) 電灯料金 a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>10ワットまでの１灯につき</td><td>157円61銭</td></tr><tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき</td><td>271円21銭</td></tr><tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき</td><td>498円40銭</td></tr><tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき</td><td>725円59銭</td></tr><tr><td>60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき</td><td>1,179円98銭</td></tr><tr><td>100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに</td><td>1,179円98銭</td></tr></table> b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力と	１契約につき	49円50銭	10ワットまでの１灯につき	157円61銭	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	271円21銭	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	498円40銭	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	725円59銭	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	1,179円98銭	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	1,179円98銭
１契約につき	49円50銭																												
10ワットまでの１灯につき	157円61銭																												
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	271円21銭																												
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	498円40銭																												
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	725円59銭																												
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	1,179円98銭																												
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	1,179円98銭																												
１契約につき	49円50銭																												
10ワットまでの１灯につき	157円61銭																												
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	271円21銭																												
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	498円40銭																												
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	725円59銭																												
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	1,179円98銭																												
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	1,179円98銭																												

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）												
いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 小 型 機 器 料 金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>50ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td>418円86銭</td></tr><tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td>750円78銭</td></tr><tr><td>100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに</td><td>750円78銭</td></tr></table> ハ そ の 他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 A を適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。 (2) 公 衆 街 路 灯 B イ 適 用 範 囲 公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が 1 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 公衆街路灯 A を適用できないこと。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	418円86銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	750円78銭	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	750円78銭	いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 小 型 機 器 料 金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>50ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td>418円86銭</td></tr><tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td>750円78銭</td></tr><tr><td>100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに</td><td>750円78銭</td></tr></table> ハ そ の 他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 A を適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。 (2) 公 衆 街 路 灯 B イ 適 用 範 囲 公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が 1 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 公衆街路灯 A を適用できないこと。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	418円86銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	750円78銭	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	750円78銭
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	418円86銭												
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	750円78銭												
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	750円78銭												
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	418円86銭												
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	750円78銭												
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	750円78銭												

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）								
線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。	線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。								
ハ 契 約 容 量 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が 1 キロボルトアンペア未満の場合は、 1 キロボルトアンペアといたします。	ハ 契 約 容 量 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が 1 キロボルトアンペア未満の場合は、 1 キロボルトアンペアといたします。								
ニ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基 本 料 金 基本料金は、 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>267円74銭</td></tr></table> (ロ) 電 力 量 料 金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td>30円17銭</td></tr></table> (ハ) 最 低 月 額 料 金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	267円74銭	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	30円17銭	ニ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基 本 料 金 基本料金は、 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>267円74銭</td></tr></table> (ロ) 電 力 量 料 金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td>30円17銭</td></tr></table> (ハ) 最 低 月 額 料 金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	267円74銭	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	30円17銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	267円74銭								
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	30円17銭								
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	267円74銭								
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	30円17銭								

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）				
合計といたします。 <table><tr><td>1 契 約 に つ き</td><td>310円42銭</td></tr></table> ホ そ の 他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 B を適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 C に準ずるものといたします。 19 低 圧 電 力 (1) 適 用 範 囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が原則として 5 0 キロワット未満であること。 ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、1 0 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 5 0 キロワット未満であること。 ただし、 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 5 0 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契 約 負 荷 設 備	1 契 約 に つ き	310円42銭	合計といたします。 <table><tr><td>1 契 約 に つ き</td><td>310円42銭</td></tr></table> ホ そ の 他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 B を適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 C に準ずるものといたします。 19 低 圧 電 力 (1) 適 用 範 囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が原則として 5 0 キロワット未満であること。 ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、1 0 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 5 0 キロワット未満であること。 ただし、 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 5 0 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契 約 負 荷 設 備	1 契 約 に つ き	310円42銭
1 契 約 に つ き	310円42銭				
1 契 約 に つ き	310円42銭				

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）																														
契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 契 約 電 力 イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 5（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものいたします。 (イ) 契約負荷設備のうち <table><tr><td rowspan="3">最大の入力 のものから</td><td>最初の 2 台の入力につき</td><td>100パーセント</td></tr><tr><td>次の 2 台の入力につき</td><td>95パーセント</td></tr><tr><td>上記以外のものの入力につき</td><td>90パーセント</td></tr></table> (ロ) (イ)によってえた値の合計のうち <table><tr><td>最初の 6 キロワットにつき</td><td>100パーセント</td></tr><tr><td>次の14キロワットにつき</td><td>90パーセント</td></tr><tr><td>次の30キロワットにつき</td><td>80パーセント</td></tr><tr><td>50キロワットをこえる部分につき</td><td>70パーセント</td></tr></table> ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 5（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 (5) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力	最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント	次の 2 台の入力につき	95パーセント	上記以外のものの入力につき	90パーセント	最初の 6 キロワットにつき	100パーセント	次の14キロワットにつき	90パーセント	次の30キロワットにつき	80パーセント	50キロワットをこえる部分につき	70パーセント	契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 契 約 電 力 イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 5（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものいたします。 (イ) 契約負荷設備のうち <table><tr><td rowspan="3">最大の入力 のものから</td><td>最初の 2 台の入力につき</td><td>100パーセント</td></tr><tr><td>次の 2 台の入力につき</td><td>95パーセント</td></tr><tr><td>上記以外のものの入力につき</td><td>90パーセント</td></tr></table> (ロ) (イ)によってえた値の合計のうち <table><tr><td>最初の 6 キロワットにつき</td><td>100パーセント</td></tr><tr><td>次の14キロワットにつき</td><td>90パーセント</td></tr><tr><td>次の30キロワットにつき</td><td>80パーセント</td></tr><tr><td>50キロワットをこえる部分につき</td><td>70パーセント</td></tr></table> ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 5（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 (5) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力	最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント	次の 2 台の入力につき	95パーセント	上記以外のものの入力につき	90パーセント	最初の 6 キロワットにつき	100パーセント	次の14キロワットにつき	90パーセント	次の30キロワットにつき	80パーセント	50キロワットをこえる部分につき	70パーセント
最大の入力 のものから		最初の 2 台の入力につき	100パーセント																												
		次の 2 台の入力につき	95パーセント																												
	上記以外のものの入力につき	90パーセント																													
最初の 6 キロワットにつき	100パーセント																														
次の14キロワットにつき	90パーセント																														
次の30キロワットにつき	80パーセント																														
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント																														
最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント																													
	次の 2 台の入力につき	95パーセント																													
	上記以外のものの入力につき	90パーセント																													
最初の 6 キロワットにつき	100パーセント																														
次の14キロワットにつき	90パーセント																														
次の30キロワットにつき	80パーセント																														
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント																														

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）																
量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 イ 基 本 料 金 基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額いたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワットにつき</td><td>1,081円54銭</td></tr></table> ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量いたします。 <table><tr><td></td><td>夏 季 料 金</td><td>そ の 他 季 料 金</td></tr><tr><td>1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td>27円49銭</td><td>25円92銭</td></tr></table> ハ そ の 他 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみいたします。 (6) そ の 他 変圧器，発電設備，蓄電池等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。 20 臨 時 電 力 (1) 適 用 範 囲 動力を使用し，契約使用期間が 1 年未満の需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。	契約電力 1 キロワットにつき	1,081円54銭		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	27円49銭	25円92銭	量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 イ 基 本 料 金 基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額いたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワットにつき</td><td>1,081円54銭</td></tr></table> ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量いたします。 <table><tr><td></td><td>夏 季 料 金</td><td>そ の 他 季 料 金</td></tr><tr><td>1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td>27円49銭</td><td>25円92銭</td></tr></table> ハ そ の 他 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみいたします。 (6) そ の 他 変圧器，発電設備，蓄電池等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。 20 臨 時 電 力 (1) 適 用 範 囲 動力を使用し，契約使用期間が 1 年未満の需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。	契約電力 1 キロワットにつき	1,081円54銭		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	27円49銭	25円92銭
契約電力 1 キロワットにつき	1,081円54銭																
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金															
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	27円49銭	25円92銭															
契約電力 1 キロワットにつき	1,081円54銭																
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金															
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	27円49銭	25円92銭															

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）				
(2) 契 約 電 力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 (3) 料 金 契約電力が、５キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 イ 定額制供給の場合 料金は、次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.５キロワットの場合の料金は、契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 <table><tr><td>契約電力１キロワット１日につき</td><td>275円34銭</td></tr></table> ロ 従量制供給の場合 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 (イ) 基 本 料 金 基本料金は、１月につき19（低圧電力）(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 (ロ) 電 力 量 料 金	契約電力１キロワット１日につき	275円34銭	(2) 契 約 電 力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 (3) 料 金 契約電力が、５キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 イ 定額制供給の場合 料金は、次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.５キロワットの場合の料金は、契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 <table><tr><td>契約電力１キロワット１日につき</td><td>275円34銭</td></tr></table> ロ 従量制供給の場合 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 (イ) 基 本 料 金 基本料金は、１月につき19（低圧電力）(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 (ロ) 電 力 量 料 金	契約電力１キロワット１日につき	275円34銭
契約電力１キロワット１日につき	275円34銭				
契約電力１キロワット１日につき	275円34銭				

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）												
電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 <table><tr><td></td><td>夏 季 料 金</td><td>そ の 他 季 料 金</td></tr><tr><td>１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td>32円99銭</td><td>31円10銭</td></tr></table>		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金	１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	32円99銭	31円10銭	電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 <table><tr><td></td><td>夏 季 料 金</td><td>そ の 他 季 料 金</td></tr><tr><td>１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td>32円99銭</td><td>31円10銭</td></tr></table>		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金	１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	32円99銭	31円10銭
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金											
１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	32円99銭	31円10銭											
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金											
１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	32円99銭	31円10銭											
(4) そ の 他 イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものいたします。	(4) そ の 他 イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものいたします。												
21 農 事 用 電 力 (1) 適 用 範 囲 農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。 (2) 契 約 電 力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたし	21 農 事 用 電 力 (1) 適 用 範 囲 農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。 (2) 契 約 電 力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたし												

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）																
ます。 また、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。 イ 基 本 料 金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 <table><tr><td>契約電力1キロワットにつき</td><td>456円46銭</td></tr></table> ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 <table><tr><td></td><td>夏 季 料 金</td><td>そ の 他 季 料 金</td></tr><tr><td>1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td>23円24銭</td><td>22円06銭</td></tr></table> (4) そ の 他 イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。 ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものいたします。	契約電力1キロワットにつき	456円46銭		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	23円24銭	22円06銭	ます。 また、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。 イ 基 本 料 金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 <table><tr><td>契約電力1キロワットにつき</td><td>456円46銭</td></tr></table> ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 <table><tr><td></td><td>夏 季 料 金</td><td>そ の 他 季 料 金</td></tr><tr><td>1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td>23円24銭</td><td>22円06銭</td></tr></table> (4) そ の 他 イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。 ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものいたします。	契約電力1キロワットにつき	456円46銭		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	23円24銭	22円06銭
契約電力1キロワットにつき	456円46銭																
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金															
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	23円24銭	22円06銭															
契約電力1キロワットにつき	456円46銭																
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金															
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	23円24銭	22円06銭															

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）
IV 料金の算定および支払い 22 料金の適用開始の時期 料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。 23 検 針 日 検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。 (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3) 当該一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。 (4) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。 イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ その他特別の事情がある場合 (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。 (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。	IV 料金の算定および支払い 22 料金の適用開始の時期 料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。 23 検 針 日 検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。 (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3) 当該一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。 (4) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。 イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ その他特別の事情がある場合 (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。 (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）
(7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。	(7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
24 料金の算定期間 (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。	24 料金の算定期間 (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。
25 使用電力量の計量 (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。 イ 23（検針日）(5)の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。 ロ 23（検針日）(6)の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次の	25 使用電力量の計量 (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。 イ 23（検針日）(5)の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。 ロ 23（検針日）(6)の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次の

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 ハ 23（検針日）(7)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の１月平均値によるものとし、次の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 (2) 計量器の読みは、次によります。 イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。 ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。 (3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 (4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 (5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 (6) 23（検針日）(2)または計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表６（使用電力量の協定）を基準として、お客さまとの協議によって定めます。 (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表６（使用電力量の協定）を基準として、お客さまとの協議によって定めます。 (8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表	検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 ハ 23（検針日）(7)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の１月平均値によるものとし、次の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 (2) 計量器の読みは、次によります。 イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。 ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。 (3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 (4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 (5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 (6) 23（検針日）(2)または計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表６（使用電力量の協定）を基準として、お客さまとの協議によって定めます。 (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表６（使用電力量の協定）を基準として、お客さまとの協議によって定めます。 (8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
示は行ないません。 26 料 金 の 算 定 (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「１月」として算定いたします。 イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合 ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合 ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、５日を上回り、または下回るとき。 (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。 27 日 割 計 算 (1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。 イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表７（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表７（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表７（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。 ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表７（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。 ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。 (2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。 また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。 (3) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたしま	示は行ないません。 26 料 金 の 算 定 (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「１月」として算定いたします。 イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合 ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合 ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、５日を上回り、または下回るとき。 (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。 27 日 割 計 算 (1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。 イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表７（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表７（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表７（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。 ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表７（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。 ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。 (2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。 また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。 (3) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたしま

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
す。 28 料金の支払義務および支払期日 (1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。 イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(5)の場合の料金については実際に検針を行なった日とし、23（検針日）(6)の場合の料金または25（使用電力量の計量）(1)ハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ 定額制供給の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。 ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。 ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なったときは、その日といたします。 ホ 農事用電力のお客様の１年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の２月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客様の属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。 (2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。 (3) 支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。 イ 当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。 ロ お客様と当社との協議によって当社が継続して他の契約の料金と一括して請求	す。 28 料金の支払義務および支払期日 (1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。 イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(5)の場合の料金については実際に検針を行なった日とし、23（検針日）(6)の場合の料金または25（使用電力量の計量）(1)ハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ 定額制供給の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。 ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。 ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なったときは、その日といたします。 ホ 農事用電力のお客様の１年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の２月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客様の属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。 (2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。 (3) 支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。 イ 当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。 ロ お客様と当社との協議によって当社が継続して他の契約の料金と一括して請求

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）
することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日またはお客さまと当社との協議によって定めた毎月一定の日の翌日から起算して30日目といたします。 ハ 29（料金その他の支払方法）(7)の場合の支払期日は、翌月の料金の支払期日といたします。 (4) 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。	することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日またはお客さまと当社との協議によって定めた毎月一定の日の翌日から起算して30日目といたします。 ハ 29（料金その他の支払方法）(7)の場合の支払期日は、翌月の料金の支払期日といたします。 (4) 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。
29 料金その他の支払方法 (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお、料金の支払いは、次によります。 イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。 ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ (1)ハにより支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にも	29 料金その他の支払方法 (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお、料金の支払いは、次によります。 イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。 ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ (1)ハにより支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にも

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
とづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものいたします。 (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5) 23（検針日）(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。 (7) お客さまが料金を(1)ロにより支払われる場合は、1,000 円を下回る料金については、当社は、(1)にかかわらず、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。ただし、この支払方法を承諾しないことをあらかじめ申し出ていただいた場合は、この限りではありません。 30 延 滞 利 息 (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は、この限りではありません。 (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して、年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。	とづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものいたします。 (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5) 23（検針日）(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。 (7) お客さまが料金を(1)ロにより支払われる場合は、1,000 円を下回る料金については、当社は、(1)にかかわらず、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。ただし、この支払方法を承諾しないことをあらかじめ申し出ていただいた場合は、この限りではありません。 30 延 滞 利 息 (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は、この限りではありません。 (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して、年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (3) 延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。	なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (3) 延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
Ⅴ 使用および供給	Ⅴ 使用および供給
31 適正契約の保持 当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。	31 適正契約の保持 当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
32 力 率 の 保 持 (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。 (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。	32 力 率 の 保 持 (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。 (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。
33 需要場所への立入りによる業務の実施 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (2) その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務	33 需要場所への立入りによる業務の実施 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (2) その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務
34 供 給 の 停 止 (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお、この場合には、供給停止の５日前までに予告いたします。	34 供 給 の 停 止 (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお、この場合には、供給停止の５日前までに予告いたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
イ お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合 ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合 ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，違約金，工事費負担金等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合 (2) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ニ 低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ 農事用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。 ヘ 33（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 (3) お客さまがその他この供給約款に反した場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 35 供給停止の解除 34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，当社は，すみやかに（次の場合を含みません。）電気の供給を再開いたします。 (1) 非常変災の場合 (2) 夜間（午前 0 時から午前 9 時までの時間をいいます。）の場合で，要員の配置等の事情により，やむをえないとき。 (3) その他特別の事情がある場合	イ お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合 ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合 ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，違約金，工事費負担金等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合 (2) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ニ 低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ 農事用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。 ヘ 33（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 (3) お客さまがその他この供給約款に反した場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 35 供給停止の解除 34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，当社は，すみやかに（次の場合を含みません。）電気の供給を再開いたします。 (1) 非常変災の場合 (2) 夜間（午前 0 時から午前 9 時までの時間をいいます。）の場合で，要員の配置等の事情により，やむをえないとき。 (3) その他特別の事情がある場合

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
36 供給停止期間中の料金 34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または託送約款等に定めるところにより当該一般送配電事業者等が接続供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯 A，従量電灯 B および公衆街路灯のお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。	36 供給停止期間中の料金 34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または託送約款等に定めるところにより当該一般送配電事業者等が接続供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯 A，従量電灯 B および公衆街路灯のお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。
37 違 約 金 (1) お客さまが 34（供給の停止）(2)イからホまでに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の 3 倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は，この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内に当社が決定した期間といたします。	37 違 約 金 (1) お客さまが 34（供給の停止）(2)イからホまでに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の 3 倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は，この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内に当社が決定した期間といたします。
38 損害賠償および債務の履行の免責等 (1) 託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めおよび需給契約に係る債務の履行の責めを負わず，また，お客さまの料金その他の債務の減免を行ないません。 (2) 34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 44（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3) 漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。	38 損害賠償および債務の履行の免責等 (1) 託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めおよび需給契約に係る債務の履行の責めを負わず，また，お客さまの料金その他の債務の減免を行ないません。 (2) 34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 44（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3) 漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
39 設 備 の 賠 償 お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電	39 設 備 の 賠 償 お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。	気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
VI 契約の変更および終了 40 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。 41 名 義 の 変 更 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。 42 需給契約の廃止 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 (2) 需給契約は、44（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。 43 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費負担金等相当額の精算 (1) お客さま（定額電灯、従量電灯A、従量電灯B、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の	VI 契約の変更および終了 40 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。 41 名 義 の 変 更 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。 42 需給契約の廃止 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 (2) 需給契約は、44（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。 43 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費負担金等相当額の精算 (1) お客さま（定額電灯、従量電灯A、従量電灯B、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）
日に、次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 イ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 ロ 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。 ハ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。 ニ 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契	日に、次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 イ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 ロ 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。 ハ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。 ニ 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）
約電力を減少しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。 (2) (1)の場合で、当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、臨時工事費として算定される金額と既に支払った工事費負担金との差額の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。	約電力を減少しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。 (2) (1)の場合で、当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、臨時工事費として算定される金額と既に支払った工事費負担金との差額の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。
44 解 約 等 (1) 34（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2) お客さまが、42（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。	44 解 約 等 (1) 34（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2) お客さまが、42（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。
45 需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。	45 需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担	Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担
46 供給方法および工事 (1) 当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については，託送約款等に定めるところによるものといたします。 (2) 託送約款等にもとづき当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めるところとされている供給地点，架空引込線の引込線取付点，地中引込線によって接続を行なう場合の当該一般送配電事業者等の供給設備と接続する電気設備の施設場所，計量器等の取付位置および建物内に計量器等を取り付けた場合の扱いについては，原則としてお客さまと当該一般送配電事業者等との協議によって定めていただきます。	46 供給方法および工事 (1) 当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については，託送約款等に定めるところによるものといたします。 (2) 託送約款等にもとづき当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めるところとされている供給地点，架空引込線の引込線取付点，地中引込線によって接続を行なう場合の当該一般送配電事業者等の供給設備と接続する電気設備の施設場所，計量器等の取付位置および建物内に計量器等を取り付けた場合の扱いについては，原則としてお客さまと当該一般送配電事業者等との協議によって定めていただきます。
47 工事費負担金等相当額の申受け等 (1) 当該一般送配電事業者等から，託送約款等にもとづき，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。 (2) 当該一般送配電事業者等から，工事完成後，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。 (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則としてお客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。 (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込を取消または変更される場合で，当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。	47 工事費負担金等相当額の申受け等 (1) 当該一般送配電事業者等から，託送約款等にもとづき，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。 (2) 当該一般送配電事業者等から，工事完成後，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。 (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則としてお客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。 (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込を取消または変更される場合で，当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）
附則 1この供給約款の実施期日 この供給約款は、令和 5 年 6 月 1 日から実施いたします。 2標準周波数についての特別措置 この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。 群馬県の一部 3料金についての経過措置 (1)電化厨房住宅契約 イ適用範囲 従量電灯 B または従量電灯 C として電気の供給を受け、電磁誘導加熱調理器等の定格電圧 200 ボルトのクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で、この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則 3（料金についての特別措置）(1) の適用を受けている場合に、令和 6 年 9 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ料金 各月の料金は、従量電灯 B または従量電灯 C によって料金として算定された金額から (イ) によって算定された電化厨房住宅割引額を差し引いたものといたします。 (イ)電化厨房住宅割引額 電化厨房住宅割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が (ハ) に定める電化厨房住宅割引上限額を上回る場合の電化厨房住宅割引額は、(ハ) に定める電化厨房住宅割引上限額といたします。 電化厨房住宅割引額 = (ロ) の割引対象額 × 3 パーセント (ロ)割引対象額 割引対象額は、その他季におけるその 1 月の使用電力量に 16（従量電灯）(2) = (ロ) または (3) ホ (ロ) の該当料金を適用して算定された金額といたします。	附則 1この供給約款の実施期日 この供給約款は、令和 6 年 4 月 1 日から実施いたします。 2標準周波数についての特別措置 この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。 群馬県の一部 3料金についての経過措置 (1)電化厨房住宅契約 イ適用範囲 従量電灯 B または従量電灯 C として電気の供給を受け、電磁誘導加熱調理器等の定格電圧 200 ボルトのクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で、この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則 3（料金についての経過措置）(1) の適用を受けている場合に、令和 6 年 9 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ料金 各月の料金は、従量電灯 B または従量電灯 C によって料金として算定された金額から (イ) によって算定された電化厨房住宅割引額を差し引いたものといたします。 (イ)電化厨房住宅割引額 電化厨房住宅割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が (ハ) に定める電化厨房住宅割引上限額を上回る場合の電化厨房住宅割引額は、(ハ) に定める電化厨房住宅割引上限額といたします。 電化厨房住宅割引額 = (ロ) の割引対象額 × 3 パーセント (ロ)割引対象額 割引対象額は、その他季におけるその 1 月の使用電力量に 16（従量電灯）(2) = (ロ) または (3) ホ (ロ) の該当料金を適用して算定された金額といたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）				
なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のその他季におけるその１月の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。この場合、料金適用上の電力量区分は、別表７（日割計算の基本算式）(1)ロに準ずるものといたします。 (ハ) 電化厨房住宅割引上限額 電化厨房住宅割引上限額は、１月につき次のとおりといたします。ただし、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合の電化厨房住宅割引上限額は、その１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。 <table><tr><td>１ 契 約 に つ き</td><td>550円00銭</td></tr></table> ハ そ の 他 (イ) 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。 (ロ) お客様がクッキングヒーターを取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。 なお、無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、37（違約金）に準じて違約金を申し受けます。 (ハ) 当社は、27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、電化厨房住宅割引上限額の日割計算は、次によるものといたします。 a 電化厨房住宅割引上限額を日割りする場合 電化厨房住宅割引上限額 × 日割計算対象日数 検針期間の日数 b 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、aの 日割計算対象日数 検針期間の日数 は、 日割計算対象日数 暦 日 数 といたします。 (ニ) 26（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の	１ 契 約 に つ き	550円00銭	なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のその他季におけるその１月の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。この場合、料金適用上の電力量区分は、別表７（日割計算の基本算式）(1)ロに準ずるものといたします。 (ハ) 電化厨房住宅割引上限額 電化厨房住宅割引上限額は、１月につき次のとおりといたします。ただし、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合の電化厨房住宅割引上限額は、その１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。 <table><tr><td>１ 契 約 に つ き</td><td>550円00銭</td></tr></table> ハ そ の 他 (イ) 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。 (ロ) お客様がクッキングヒーターを取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。 なお、無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、37（違約金）に準じて違約金を申し受けます。 (ハ) 当社は、27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、電化厨房住宅割引上限額の日割計算は、次によるものといたします。 a 電化厨房住宅割引上限額を日割りする場合 電化厨房住宅割引上限額 × 日割計算対象日数 検針期間の日数 b 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、aの 日割計算対象日数 検針期間の日数 は、 日割計算対象日数 暦 日 数 といたします。 (ニ) 26（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の	１ 契 約 に つ き	550円00銭
１ 契 約 に つ き	550円00銭				
１ 契 約 に つ き	550円00銭				

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）				
前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。 (2) 口 座 振 替 割 引 イ 適 用 範 囲 料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる従量制供給のお客さまで、かつ、口座振替割引の適用を希望される場合に、令和 6 年 9 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 契 約 の 成 立 口座振替割引は、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 ハ 料 金 各月の料金は、従量電灯、臨時電灯 B、臨時電灯 C、公衆街路灯 B、低圧電力、臨時電力または農事用電力によって料金として算定された金額から次の口座振替割引額を差し引いたものといたします。ただし、当該月における口座振替割引額は、従量電灯、臨時電灯 B、臨時電灯 C、公衆街路灯 B、低圧電力、臨時電力または農事用電力によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回らないものといたします。また、その 1 月の料金がお客さまの指定する口座から 1 回目の振替日に引き落とされなかった場合は、当社は、次の口座振替割引額を差し引く前の料金として算定された金額と次の口座振替割引額を差し引いた料金として算定された金額との差額を原則として翌月の料金に加算し、その月の料金として申し受けます。 <table><tr><td>1 契 約 に つ き</td><td>55円</td></tr></table> (3) 一 括 前 払 契 約 イ 適 用 範 囲 定額電灯または公衆街路灯 A として電気の供給を受け、料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われるお客さまで、かつ、この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 3（料金についての<u>特別措置</u>）(3)の適用を受けている場合に、ロの契約期間が満了するまでの間に使用される電気に適用いたします。 ロ 契 約 期 間 (イ) 契約期間は、一括前払契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 12 月目の検針	1 契 約 に つ き	55円	前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。 (2) 口 座 振 替 割 引 イ 適 用 範 囲 料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる従量制供給のお客さまで、かつ、口座振替割引の適用を希望される場合に、令和 6 年 9 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 契 約 の 成 立 口座振替割引は、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 ハ 料 金 各月の料金は、従量電灯、臨時電灯 B、臨時電灯 C、公衆街路灯 B、低圧電力、臨時電力または農事用電力によって料金として算定された金額から次の口座振替割引額を差し引いたものといたします。ただし、当該月における口座振替割引額は、従量電灯、臨時電灯 B、臨時電灯 C、公衆街路灯 B、低圧電力、臨時電力または農事用電力によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回らないものといたします。また、その 1 月の料金がお客さまの指定する口座から 1 回目の振替日に引き落とされなかった場合は、当社は、次の口座振替割引額を差し引く前の料金として算定された金額と次の口座振替割引額を差し引いた料金として算定された金額との差額を原則として翌月の料金に加算し、その月の料金として申し受けます。 <table><tr><td>1 契 約 に つ き</td><td>55円</td></tr></table> (3) 一 括 前 払 契 約 イ 適 用 範 囲 定額電灯または公衆街路灯 A として電気の供給を受け、料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われるお客さまで、かつ、この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 3（料金についての<u>経過措置</u>）(3)の適用を受けている場合に、ロの契約期間が満了するまでの間に使用される電気に適用いたします。 ロ 契 約 期 間 (イ) 契約期間は、一括前払契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 12 月目の検針	1 契 約 に つ き	55円
1 契 約 に つ き	55円				
1 契 約 に つ き	55円				

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）
日の前日までといたします。 （㍑） 契約期間満了に先だって一括前払契約の消滅がない場合は、当該契約期間満了の日が令和 6 年 9 月 30 日以前のときに限り、一括前払契約は、契約期間満了後も 12 月ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ 料金の適用開始の時期 料金適用開始の日は、お客さまの属する検針区域の検針日とし、お客さまと当社との協議によって定めます。 ニ 前 払 対 象 期 間 前払対象期間は、お客さまに 1 回の支払いで料金を前払いしていただく対象の期間とし、お客さまにはあらかじめ次のいずれかを選択していただきます。 なお、契約期間満了に先だって、前払対象期間を変更することはできません。 （イ） 1 年 型 前払対象期間は、料金適用開始の日から 12 月目の検針日の前日までの期間といたします。 （㍑） 半 年 型 前払対象期間は、料金適用開始の日から 6 月目の検針日の前日までの期間および 6 月目の検針日から 12 月目の検針日の前日までの期間といたします。 ホ 前 払 額 （イ） 前払額は、当該前払対象期間中の各月の予想月額料金の合計といたします。この場合、予想月額料金は、原則として前月の料金（前月の料金が一括前払割引額を差し引いたものである場合は、一括前払割引額を差し引く前の料金として算定された金額といたします。）から一括前払割引額を差し引いた金額といたします。 なお、当社は、前払額について利息を付しません。 （㍑） お客さまの前払額の支払義務は、当該前払対象期間の初日に発生いたします。 （ハ） お客さまの前払額は、支払期日までに支払っていただきます。 （ニ） お客さまの前払額の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 20 日目といたします。ただし、お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一括して請求することとした場合のお客さまの前払額の支払期日は、一括して請求する前払額のうちその月で最後に支払義務が発生する前払額の支払義務発生日の翌日から起算して 20 日目といたします。	日の前日までといたします。 （㍑） 契約期間満了に先だって一括前払契約の消滅がない場合は、当該契約期間満了の日が令和 6 年 9 月 30 日以前のときに限り、一括前払契約は、契約期間満了後も 12 月ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ 料金の適用開始の時期 料金適用開始の日は、お客さまの属する検針区域の検針日とし、お客さまと当社との協議によって定めます。 ニ 前 払 対 象 期 間 前払対象期間は、お客さまに 1 回の支払いで料金を前払いしていただく対象の期間とし、お客さまにはあらかじめ次のいずれかを選択していただきます。 なお、契約期間満了に先だって、前払対象期間を変更することはできません。 （イ） 1 年 型 前払対象期間は、料金適用開始の日から 12 月目の検針日の前日までの期間といたします。 （㍑） 半 年 型 前払対象期間は、料金適用開始の日から 6 月目の検針日の前日までの期間および 6 月目の検針日から 12 月目の検針日の前日までの期間といたします。 ホ 前 払 額 （イ） 前払額は、当該前払対象期間中の各月の予想月額料金の合計といたします。この場合、予想月額料金は、原則として前月の料金（前月の料金が一括前払割引額を差し引いたものである場合は、一括前払割引額を差し引く前の料金として算定された金額といたします。）から一括前払割引額を差し引いた金額といたします。 なお、当社は、前払額について利息を付しません。 （㍑） お客さまの前払額の支払義務は、当該前払対象期間の初日に発生いたします。 （ハ） お客さまの前払額は、支払期日までに支払っていただきます。 （ニ） お客さまの前払額の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 20 日目といたします。ただし、お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一括して請求することとした場合のお客さまの前払額の支払期日は、一括して請求する前払額のうちその月で最後に支払義務が発生する前払額の支払義務発生日の翌日から起算して 20 日目といたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）		新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）											
なお、支払期日が日曜日または休日に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。 (ホ) お客さまが前払額を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、一括前払契約を解約いたします。この場合、一括前払契約は、当該前払対象期間の初日に消滅したものといたします。 ヘ 料 金 各月の料金は、定額電灯または公衆街路灯 A によって料金として算定された金額から次の一括前払割引額を差し引いたものといたします。この場合、当社は、前払額を各月の料金に順次充当いたします。 <table><tr><td rowspan="2">1 契 約 に つ き</td><td>1 年 型</td><td>11円00銭</td></tr><tr><td>半 年 型</td><td>8 円80銭</td></tr></table> ト 前 払 額 の 精 算 (イ) 当社は、前払対象期間終了後、前払額と当該前払対象期間中の各月の料金の合計との差額を精算するものといたします。ただし、前払対象期間満了に先だって一括前払契約が消滅した場合には、前払額と当該前払対象期間中の一括前払契約の消滅日の前日を含む月までの各月の料金の合計との差額を精算するものといたします。 (ロ) (イ)により精算する場合のお客さまに支払っていただく金額（以下「不足額」といいます。）の支払義務は、当該前払対象期間の最終月の検針日に発生するものといたします。ただし、一括前払契約が消滅する場合の不足額の支払義務は、原則として一括前払契約の消滅日に発生するものといたします。 (ハ) 当社は、一括前払契約が消滅する場合を除き、不足額については、翌前払対象期間の前払額に加算して申し受けます。 (ニ) 不足額は、支払期日までに支払っていただきます。 (ホ) 不足額の支払期日は、前払額の支払期日に準ずるものといたします。 (ヘ) お客さまが不足額を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、30（延滞利息）に準じ、延滞利息を申し受けます。ただし、お客さまが不足額を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合であっても、当社は、延滞利息を申し受けます。		1 契 約 に つ き	1 年 型	11円00銭	半 年 型	8 円80銭	なお、支払期日が日曜日または休日に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。 (ホ) お客さまが前払額を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、一括前払契約を解約いたします。この場合、一括前払契約は、当該前払対象期間の初日に消滅したものといたします。 ヘ 料 金 各月の料金は、定額電灯または公衆街路灯 A によって料金として算定された金額から次の一括前払割引額を差し引いたものといたします。この場合、当社は、前払額を各月の料金に順次充当いたします。 <table><tr><td rowspan="2">1 契 約 に つ き</td><td>1 年 型</td><td>11円00銭</td></tr><tr><td>半 年 型</td><td>8 円80銭</td></tr></table> ト 前 払 額 の 精 算 (イ) 当社は、前払対象期間終了後、前払額と当該前払対象期間中の各月の料金の合計との差額を精算するものといたします。ただし、前払対象期間満了に先だって一括前払契約が消滅した場合には、前払額と当該前払対象期間中の一括前払契約の消滅日の前日を含む月までの各月の料金の合計との差額を精算するものといたします。 (ロ) (イ)により精算する場合のお客さまに支払っていただく金額（以下「不足額」といいます。）の支払義務は、当該前払対象期間の最終月の検針日に発生するものといたします。ただし、一括前払契約が消滅する場合の不足額の支払義務は、原則として一括前払契約の消滅日に発生するものといたします。 (ハ) 当社は、一括前払契約が消滅する場合を除き、不足額については、翌前払対象期間の前払額に加算して申し受けます。 (ニ) 不足額は、支払期日までに支払っていただきます。 (ホ) 不足額の支払期日は、前払額の支払期日に準ずるものといたします。 (ヘ) お客さまが不足額を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、30（延滞利息）に準じ、延滞利息を申し受けます。ただし、お客さまが不足額を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合であっても、当社は、延滞利息を申し受けます。		1 契 約 に つ き	1 年 型	11円00銭	半 年 型	8 円80銭
1 契 約 に つ き	1 年 型		11円00銭										
	半 年 型	8 円80銭											
1 契 約 に つ き	1 年 型	11円00銭											
	半 年 型	8 円80銭											

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）
(ト) お客さまが不足額を支払期日をさらに 30 日経過してなお支払われない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお、この場合には、供給停止の 5 日前までに予告いたします。 (フ) 当社は、(イ)により精算する場合のお客さまにお返しする金額（以下「過払額」といいます。）については、翌前払対象期間の前払額から減算してお返しいたします。ただし、一括前払契約が消滅した場合の過払額については、すみやかにお返しいたします。 (リ) 当社は、前払対象期間中に前払額が著しく不足すると見込まれる場合には、当該前払対象期間満了に先だって、追加して前払額を申し受けることがあります。 チ 一括前払契約の廃止 (イ) お客さまが一括前払契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 なお、この場合には、廃止期日は、電気の需給契約が消滅する場合を除き、通知日以降のお客さまの属する検針区域の検針日としていただきます。 (ロ) 一括前払契約は、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、電気の需給契約が消滅する場合は、電気の需給契約が消滅した日に一括前払契約が消滅したものといたします。 4 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1 建物に 2 以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1 需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、(2)により算定いたします。 なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。 イ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。 ロ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。 (2) 料金は、各戸ごとに従量電灯 A または従量電灯 B を適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。 イ 基 本 料 金 基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に	(ト) お客さまが不足額を支払期日をさらに 30 日経過してなお支払われない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお、この場合には、供給停止の 5 日前までに予告いたします。 (フ) 当社は、(イ)により精算する場合のお客さまにお返しする金額（以下「過払額」といいます。）については、翌前払対象期間の前払額から減算してお返しいたします。ただし、一括前払契約が消滅した場合の過払額については、すみやかにお返しいたします。 (リ) 当社は、前払対象期間中に前払額が著しく不足すると見込まれる場合には、当該前払対象期間満了に先だって、追加して前払額を申し受けることがあります。 チ 一括前払契約の廃止 (イ) お客さまが一括前払契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 なお、この場合には、廃止期日は、電気の需給契約が消滅する場合を除き、通知日以降のお客さまの属する検針区域の検針日としていただきます。 (ロ) 一括前払契約は、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、電気の需給契約が消滅する場合は、電気の需給契約が消滅した日に一括前払契約が消滅したものといたします。 4 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1 建物に 2 以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1 需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、(2)により算定いたします。 なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。 イ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。 ロ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。 (2) 料金は、各戸ごとに従量電灯 A または従量電灯 B を適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。 イ 基 本 料 金 基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）												
相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯 A の場合は適用いたしません。 ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯 A の場合は料金といたします。）は、1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。	相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯 A の場合は適用いたしません。 ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯 A の場合は料金といたします。）は、1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。												
5 公衆街路灯のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。 (1) 契 約 容 量 契約容量は、0.5 キロボルトアンペアといたします。 (2) 料 金 料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯 A に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table><tr><td>最 低 料 金</td><td>1 契約につき最初の 8 キロワット時まで</td><td>310円42銭</td></tr><tr><td>電 力 量 料 金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>30円17銭</td></tr></table> (3) その他の事項については、公衆街路灯 B に準ずるものといたします。ただし、27（日割計算）の適用については、従量電灯 A に準ずるものといたします。	最 低 料 金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	310円42銭	電 力 量 料 金	上記をこえる 1 キロワット時につき	30円17銭	5 公衆街路灯のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。 (1) 契 約 容 量 契約容量は、0.5 キロボルトアンペアといたします。 (2) 料 金 料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯 A に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table><tr><td>最 低 料 金</td><td>1 契約につき最初の 8 キロワット時まで</td><td>310円42銭</td></tr><tr><td>電 力 量 料 金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>30円17銭</td></tr></table> (3) その他の事項については、公衆街路灯 B に準ずるものといたします。ただし、27（日割計算）の適用については、従量電灯 A に準ずるものといたします。	最 低 料 金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	310円42銭	電 力 量 料 金	上記をこえる 1 キロワット時につき	30円17銭
最 低 料 金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	310円42銭											
電 力 量 料 金	上記をこえる 1 キロワット時につき	30円17銭											
最 低 料 金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	310円42銭											
電 力 量 料 金	上記をこえる 1 キロワット時につき	30円17銭											
6 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30 日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。	6 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30 日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。												

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）

(1) 契 約 電 力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料 金

料金は、1 年（毎年 4 月 1 日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに
最初の 30 日まで	5,243円 60銭	7,956円 25銭	13,054円 77銭	18,205円 67銭	3,721円 25銭
30 日をこえる 1 日につき	58円56銭	101円67銭	203円43銭	301円79銭	92円87銭

ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

この場合、基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに
1 日につき	30銭 0 厘	60銭 1 厘	1円20銭 1 厘	1円80銭 2 厘	60銭 1 厘

(3) 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の 30 日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。

7 電力需要の基本料金についての経過措置

(1) 低圧電力、臨時電力（従量制供給の場合に限ります。）または農事用電力として電気の供給を受けるお客さまが令和 6 年 9 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用する基本料金は、19（低圧電力）(5)イもしくはハ、20（臨時電力）(3)ロ(イ)または 21（農事用電力）(3)イにかかわらず、次のとおりといたします。ただし、(2)によって力率割引また

新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）

(1) 契 約 電 力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料 金

料金は、1 年（毎年 4 月 1 日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに
最初の 30 日まで	5,243円 60銭	7,956円 25銭	13,054円 77銭	18,205円 67銭	3,721円 25銭
30 日をこえる 1 日につき	58円56銭	101円67銭	203円43銭	301円79銭	92円87銭

ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

この場合、基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに
1 日につき	30銭 0 厘	60銭 1 厘	1円20銭 1 厘	1円80銭 2 厘	60銭 1 厘

(3) 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の 30 日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。

7 電力需要の基本料金についての経過措置

(1) 低圧電力、臨時電力（従量制供給の場合に限ります。）または農事用電力として電気の供給を受けるお客さまが令和 6 年 9 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用する基本料金は、19（低圧電力）(5)イもしくはハ、20（臨時電力）(3)ロ(イ)または 21（農事用電力）(3)イにかかわらず、次のとおりといたします。ただし、(2)によって力率割引また

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 6 年 4 月 1 日実施）								
または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。 イ 低 圧 電 力 （イ）基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワットにつき</td><td>1, 138円46銭</td></tr></table> （ロ）時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。 ロ 臨 時 電 力 基本料金は、1 月につきイ（イ）の該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、イ（イ）の該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。 ハ 農 事 用 電 力 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 なお、1 回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1 年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の 2 月分（その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワットにつき</td><td>456円46銭</td></tr></table> （2）力率割引および割増し 電気機器の力率をそれぞれの入力によって（3）により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合（19〔低圧電力〕（4）ロにより契約電力を定める場合または 19〔低圧電力〕（4）ロに準じて契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては 90 パーセント、取り付けられていないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。	契約電力 1 キロワットにつき	1, 138円46銭	契約電力 1 キロワットにつき	456円46銭	は割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。 イ 低 圧 電 力 （イ）基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワットにつき</td><td>1, 138円46銭</td></tr></table> （ロ）時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。 ロ 臨 時 電 力 基本料金は、1 月につきイ（イ）の該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、イ（イ）の該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。 ハ 農 事 用 電 力 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 なお、1 回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1 年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の 2 月分（その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワットにつき</td><td>456円46銭</td></tr></table> （2）力率割引および割増し 電気機器の力率をそれぞれの入力によって（3）により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合（19〔低圧電力〕（4）ロにより契約電力を定める場合または 19〔低圧電力〕（4）ロに準じて契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては 90 パーセント、取り付けられていないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。	契約電力 1 キロワットにつき	1, 138円46銭	契約電力 1 キロワットにつき	456円46銭
契約電力 1 キロワットにつき	1, 138円46銭								
契約電力 1 キロワットにつき	456円46銭								
契約電力 1 キロワットにつき	1, 138円46銭								
契約電力 1 キロワットにつき	456円46銭								

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
なお、まったく電気を使用しないその１月の力率は、８５パーセントとみなします。 (3) 加重平均力率の算定 加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。 加重平均力率（パーセント） $100\text{パーセント} \times \left\{ \begin{array}{c} \text{電熱} \\ \text{器総} \\ \text{容量} \end{array} \right\} + 90\text{パーセント} \times \left\{ \begin{array}{c} \text{力率}90\text{パーセント} \\ \text{の機器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\} + 80\text{パーセント} \times \left\{ \begin{array}{c} \text{力率}80\text{パーセント} \\ \text{の機器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\}$ = 機器総容量 (4) その他 イ 力率の単位は、１パーセントとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ロ 力率を変更したことにより、料金に変更があった場合は、２６（料金の算定）および２７（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。 ハ その他の事項については、本則の低圧電力、臨時電力または農事用電力に準ずるものといたします。 8 この供給約款の実施にともなう切替措置 この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、２６（料金の算定）および２７（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。	なお、まったく電気を使用しないその１月の力率は、８５パーセントとみなします。 (3) 加重平均力率の算定 加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。 加重平均力率（パーセント） $100\text{パーセント} \times \left\{ \begin{array}{c} \text{電熱} \\ \text{器総} \\ \text{容量} \end{array} \right\} + 90\text{パーセント} \times \left\{ \begin{array}{c} \text{力率}90\text{パーセント} \\ \text{の機器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\} + 80\text{パーセント} \times \left\{ \begin{array}{c} \text{力率}80\text{パーセント} \\ \text{の機器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\}$ = 機器総容量 (4) その他 イ 力率の単位は、１パーセントとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ロ 力率を変更したことにより、料金に変更があった場合は、２６（料金の算定）および２７（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。 ハ その他の事項については、本則の低圧電力、臨時電力または農事用電力に準ずるものといたします。 8 この供給約款の実施にともなう切替措置 この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、２６（料金の算定）および２７（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
別表	別表
1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスク単価等を定める告示により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 (イ) 定額制供給の場合 a 定額電灯および公衆街路灯 A 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。	1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスク単価等を定める告示により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 (イ) 定額制供給の場合 a 定額電灯および公衆街路灯 A 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
b 臨時電灯 Aおよび臨時電力 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 (v) 従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 (i) (v)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 (v) 定額制供給の場合は、(i)に準ずるものといたします。この場合、(i)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(i)にいう検針日は、応当日といたします。	b 臨時電灯 Aおよび臨時電力 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 (v) 従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 (i) (v)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 (v) 定額制供給の場合は、(i)に準ずるものといたします。この場合、(i)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(i)にいう検針日は、応当日といたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
2 燃 料 費 調 整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、その端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝$A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0048$ $\beta = 0.3827$ $\gamma = 0.6584$ なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (イ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合 燃 料 費 調整単価 ＝（86,100円－平均燃料価格）× (2)の基準単価 1,000 (ロ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回り、かつ、129,200 円以下の場合	2 燃 料 費 調 整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、その端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝$A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0048$ $\beta = 0.3827$ $\gamma = 0.6584$ なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (イ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合 燃 料 費 調整単価 ＝（86,100円－平均燃料価格）× (2)の基準単価 1,000 (ロ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回り、かつ、129,200 円以下の場合

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）																																																				
燃 料 費 調整単価 ＝（平均燃料価格－86,100円）× (2)の基準単価 1,000 (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が129,200円を上回る場合 平均燃料価格は、129,200円といたします。 燃 料 費 調整単価 ＝（129,200円－86,100円）× (2)の基準単価 1,000 ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。 <table><tr><th>平均燃料価格算定期間</th><th>燃料費調整単価適用期間</th></tr><tr><td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td><td>その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td><td>その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td><td>その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td><td>その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td><td>その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年6月1日から8月31日までの期間</td><td>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td><td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td><td>その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年9月1日から11月30日までの期間</td><td>翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年10月1日から12月31日までの期間</td><td>翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td><td>翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）</td><td>翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間</td></tr></table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間	燃 料 費 調整単価 ＝（平均燃料価格－86,100円）× (2)の基準単価 1,000 (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が129,200円を上回る場合 平均燃料価格は、129,200円といたします。 燃 料 費 調整単価 ＝（129,200円－86,100円）× (2)の基準単価 1,000 ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。 <table><tr><th>平均燃料価格算定期間</th><th>燃料費調整単価適用期間</th></tr><tr><td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td><td>その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td><td>その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td><td>その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td><td>その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td><td>その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年6月1日から8月31日までの期間</td><td>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td><td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td><td>その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年9月1日から11月30日までの期間</td><td>翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年10月1日から12月31日までの期間</td><td>翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td><td>翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）</td><td>翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間</td></tr></table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																				
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間																																																				
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																				
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間																																																				

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）			新：特定小売供給約款（令和６年４月1日実施）		
（ロ） 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、（イ）にいう検針日は、応当日といたします。			（ロ） 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、（イ）にいう検針日は、応当日といたします。		
ニ 燃 料 費 調 整 額			ニ 燃 料 費 調 整 額		
（イ） 定額制供給の場合 a 定額電灯および公衆街路灯 A 燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。 b 臨時電灯 A および臨時電力 燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。			（イ） 定額制供給の場合 a 定額電灯および公衆街路灯 A 燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。 b 臨時電灯 A および臨時電力 燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。		
（ロ） 従量制供給の場合 燃料費調整額は、その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。			（ロ） 従量制供給の場合 燃料費調整額は、その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。		
(2) 基 準 単 価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。			(2) 基 準 単 価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。		
イ 定額制供給の場合			イ 定額制供給の場合		
（イ） 定額電灯および公衆街路灯 A 基準単価は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。			（イ） 定額電灯および公衆街路灯 A 基準単価は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。		
電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	71銭0厘	電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	71銭0厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1円41銭8厘		10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1円41銭8厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2円83銭7厘		20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2円83銭7厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4円25銭5厘		40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4円25銭5厘

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）

小型機器	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	7円9銭2厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	7円9銭2厘
	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2円11銭9厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4円23銭7厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	4円23銭7厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭7厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	11銭4厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	11銭4厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	1円14銭3厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	1円14銭3厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円20銭 1 厘
---------------------	------------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット 時 に つ き	18銭 3 厘
-----------------	---------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

新：特定小売供給約款（令和６年４月1 日実施）

	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	7円9銭2厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	7円9銭2厘
小型機器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2円11銭9厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4円23銭7厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	4円23銭7厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭7厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	11銭4厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	11銭4厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	1円14銭3厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	1円14銭3厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円20銭 1 厘
---------------------	------------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット 時 に つ き	18銭 3 厘
-----------------	---------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）

3 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量(入力)を算定いたします。

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ け い 光 灯

	換 算 容 量	
	入 力（ボルトアンペア）	入 力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150 パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200 パーセント	

ロ ネ オ ン 管 灯

2 次電圧（ボルト）	換 算 容 量		
	入 力（ボルトアンペア）		入 力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3, 000	30	80	30
6, 000	60	150	60

新：特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）

3 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量(入力)を算定いたします。

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ け い 光 灯

	換 算 容 量	
	入 力（ボルトアンペア）	入 力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150 パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200 パーセント	

ロ ネ オ ン 管 灯

2 次電圧（ボルト）	換 算 容 量		
	入 力（ボルトアンペア）		入 力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3, 000	30	80	30
6, 000	60	150	60

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）				新：特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）			
9,000	100	220	100	9,000	100	220	100
12,000	140	300	140	12,000	140	300	140
15,000	180	350	180	15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水 銀 灯

出 力 （ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘 導 電 動 機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出 力	換 算 容 量
-----	---------

9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水 銀 灯

出 力 （ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘 導 電 動 機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出 力	換 算 容 量
-----	---------

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）

(ワット)	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力（ワット）× 133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

新：特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）

(ワット)	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力（ワット）× 133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

換 算 容 量（入力〔キロワット〕）	
出力(馬力)	× 93.3 パーセント
出力(キロワット)×125.0 パーセント	

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)	
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。	
診察用装置	95キロボルトピーク 以下	20ミリアンペア以下	1	
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5	
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2	
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3	
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4	
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5	
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5	

ロ 3相誘導電動機

換 算 容 量（入力〔キロワット〕）	
出力(馬力)	× 93.3 パーセント
出力(キロワット)×125.0 パーセント	

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)	
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。	
診察用装置	95キロボルトピーク 以下	20ミリアンペア以下	1	
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5	
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2	
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3	
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4	
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5	
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5	

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）					新：特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）				
			500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10				500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
		95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下	200ミリアンペア以下	5			95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下	200ミリアンペア以下	5
			200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6				200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
			300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8				300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
			500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5				500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
		100キロボルトピーク 超過 125キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	9.5			100キロボルトピーク 超過 125キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	9.5
			500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16				500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
		125キロボルトピーク 超過 150キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	11			125キロボルトピーク 超過 150キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	11
			500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5				500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
	蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1		蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
		0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2			0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2
		1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下		3			1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下		3

(4)電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝最大定格1次入力（キロボルトアンペア）
×70パーセント

ロイ以外の場合

入力（キロワット）＝実測した1次入力（キロボルトアンペア）
×70パーセント

(5)その他

イ(1),(2),(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）

			500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10				500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
		95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下	200ミリアンペア以下	5			95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下	200ミリアンペア以下	5
			200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6				200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
			300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8				300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
			500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5				500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
		100キロボルトピーク 超過 125キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	9.5			100キロボルトピーク 超過 125キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	9.5
			500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16				500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
		125キロボルトピーク 超過 150キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	11			125キロボルトピーク 超過 150キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	11
			500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5				500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
	蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1		蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
		0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2			0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2
		1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下		3			1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下		3

(4)電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝最大定格1次入力（キロボルトアンペア）
×70パーセント

ロイ以外の場合

入力（キロワット）＝実測した1次入力（キロボルトアンペア）
×70パーセント

(5)その他

イ(1),(2),(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
を算定いたします。 ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。 ５ 契約容量および契約電力の算定方法 16（従量電灯）(3)ニ(㍑)または19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。 (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$ なお、交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。 (2) 供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧 200 ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$ ６ 使用電力量の協定 使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。 (1) 過去の使用電力量による場合 次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。 イ 前月または前年同月の使用電力量による場合 $\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ ロ 前３月間の使用電力量による場合 $\text{前３月間の使用電力量} \times \text{協定の対象と}$	を算定いたします。 ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。 ５ 契約容量および契約電力の算定方法 16（従量電灯）(3)ニ(㍑)または19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。 (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$ なお、交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。 (2) 供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧 200 ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$ ６ 使用電力量の協定 使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。 (1) 過去の使用電力量による場合 次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。 イ 前月または前年同月の使用電力量による場合 $\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ ロ 前３月間の使用電力量による場合 $\text{前３月間の使用電力量} \times \text{協定の対象と}$

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
前３月間の料金の算定期間の日数 な る 期 間 の 日 数 (2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。 (3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。 $\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \begin{matrix} \text{協定の対象となる期間の日数} \\ \text{な る 期 間 の 日 数} \end{matrix}$ (4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合 参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。 なお、この場合の計量器の取付けは、託送約款等に定めるところに準ずるものといたします。 (5) 公差をこえる誤差により修正する場合 $\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm\text{誤差率})}$ なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。 イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月 ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月 7 日割計算の基本算式 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 イ 基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合 $1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし、26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。	前３月間の料金の算定期間の日数 な る 期 間 の 日 数 (2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。 (3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。 $\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \begin{matrix} \text{協定の対象となる期間の日数} \\ \text{な る 期 間 の 日 数} \end{matrix}$ (4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合 参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。 なお、この場合の計量器の取付けは、託送約款等に定めるところに準ずるものといたします。 (5) 公差をこえる誤差により修正する場合 $\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm\text{誤差率})}$ なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。 イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月 ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月 7 日割計算の基本算式 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 イ 基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合 $1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし、26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (イ) 従量電灯Ａ $\text{最低料金適用電力量} = 8 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。 (ロ) 従量電灯Ｂおよび従量電灯Ｃ $\text{第１段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第１段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 $\text{第２段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第２段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (ニ) 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。 ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合	ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (イ) 従量電灯Ａ $\text{最低料金適用電力量} = 8 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。 (ロ) 従量電灯Ｂおよび従量電灯Ｃ $\text{第１段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第１段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 $\text{第２段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第２段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (ニ) 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。 ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）
料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，低圧電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合 (イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 (2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から，当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 (3) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (4) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。	料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，低圧電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合 (イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 (2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から，当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 (3) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (4) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和６年４月１日実施）
イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 （５） 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、（１）イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。	イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 （５） 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、（１）イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

別 紙

特 定 小 売 供 給 約 款

令和6年4月1日 実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

特定小売供給約款

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	供給約款の届出および変更	1
3	定 義	1
4	単位および端数処理	3
5	実 施 細 目	3
II	契約の申込み	4
6	需給契約の申込み	4
7	需給契約の成立および契約期間	4
8	需 要 場 所	5
9	需給契約の単位	5
10	供 給 の 開 始	6
11	供 給 の 単 位	6
12	承 諾 の 限 界	6
13	需給契約書の作成	6
III	契約種別および料金	7
14	契 約 種 別	7
15	定 額 電 灯	7
16	従 量 電 灯	10
17	臨 時 電 灯	16
18	公 衆 街 路 灯	20
19	低 圧 電 力	24
20	臨 時 電 力	27
21	農 事 用 電 力	29

IV 料金の算定および支払い	31
22 料金の適用開始の時期	31
23 検 針 日	31
24 料金の算定期間	32
25 使用電力量の計量	32
26 料 金 の 算 定	34
27 日 割 計 算	34
28 料金の支払義務および支払期日	35
29 料金その他の支払方法	36
30 延 滞 利 息	38
V 使用および供給	39
31 適正契約の保持	39
32 力 率 の 保 持	39
33 需要場所への立入りによる業務の実施	39
34 供 給 の 停 止	40
35 供給停止の解除	40
36 供給停止期間中の料金	41
37 違 約 金	41
38 損害賠償および債務の履行の免責等	41
39 設 備 の 賠 償	42
VI 契約の変更および終了	43
40 需給契約の変更	43
41 名 義 の 変 更	43
42 需給契約の廃止	43
43 需給開始後の需給契約の廃止または変更にとりなう料金および 工事費負担金等相当額の精算	43
44 解 約 等	45
45 需給契約消滅後の債権債務関係	46

VII	供給方法，工事および工事費の負担	47
46	供給方法および工事	47
47	工事費負担金等相当額の申受け等	47
附	則	49
別	表	61

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，
山梨県，静岡県（富士川以東）

2 供給約款の届出および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法附則第18条第4項の規定および電気事業法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 電 灯
白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小 型 機 器
主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客

さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契 約 負 荷 設 備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契 約 主 開 閉 器

契約上設定されるしゃ断器であつて、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契 約 電 流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(8) 契 約 容 量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(9) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 夏 季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(11) そ の 他 季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(13) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(14) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日か

ら4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実 施 細 目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款ならびにお客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備、蓄電池、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様から申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

- ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものいたします。
- ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。
- ニ お客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

- (1) 1 需要場所において、次の 2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の 1 契約種別（(2)の場合は、2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合
臨時電灯のうちの 1 契約種別、臨時電力、農事用電力
- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの 1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合
- (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契 約 種 別

契約種別は，次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	A
		B
		C
	臨 時 電 灯	A
		B
		C
	公 衆 街 路 灯	A
		B
電 力 需 要	低 圧 電 力	
	臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力	

15 定 額 電 灯

(1) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 需 要 家 料 金

需要家料金は，1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	55円00銭
-------------	--------

ロ 電 灯 料 金

(イ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの 1 灯につき	169円19銭
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	288円88銭
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	528円26銭
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	767円65銭
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	1,246円41銭
100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	1,246円41銭

(ロ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4 「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4 「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4 「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	449円41銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	807円51銭
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	807円51銭

(5) そ の 他

当該一般送配電事業者等は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16 従 量 電 灯

(1) 従 量 電 灯 A

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が 5 アンペア以下であること。
- (ロ) 定額電灯を適用できないこと。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。

ハ 契 約 電 流

- (イ) 契約電流は， 5 アンペアといたします。
- (ロ) 当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は，その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	328円08銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	29円80銭

(2) 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40

アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

- (ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	311円75銭
契約電流15アンペア	467円63銭
契約電流20アンペア	623円50銭
契約電流30アンペア	935円25銭
契約電流40アンペア	1,247円00銭
契約電流50アンペア	1,558円75銭
契約電流60アンペア	1,870円50銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円80銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円40銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円49銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契 約 に つ き	328円08銭
-------------	---------

(3) 従量電灯C

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

- (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契 約 容 量

- (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4 「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3 （契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 5（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	311円75銭
---------------------	---------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円80銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円40銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円49銭

17 臨 時 電 灯

(1) 臨 時 電 灯 A

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニに

よって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	10円51銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	21円03銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	21円03銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	210円42銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	210円42銭

ニ そ の 他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯 A を適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものとしたします。

(2) 臨 時 電 灯 B

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契 約 電 流

- (イ) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等また

は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	342円92銭
---------------	---------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	44円54銭
-------------	--------

ニ そ の 他

(イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 Bに準ずるものいたします。

(3) 臨時電灯 C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	342円92銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	44円54銭
------------	--------

ハ その他

(イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯 A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

ロ 料金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	49円50銭
-------------	--------

(ロ) 電 灯 料 金

- a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	157円01銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	270円02銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	496円02銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	722円03銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,174円04銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,174円04銭

- b ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

- c 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小 型 機 器 料 金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	417円43銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	747円92銭
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルト アンペアまでごとに	747円92銭

ハ その他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 A を適用することがあります。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯 B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 1 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 公衆街路灯 A を適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4 「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）といたします。た

だし、契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は、1キロボルトアンペアといたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	284円25銭
-------------------	---------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	29円97銭
------------	--------

(ハ) 最 低 月 額 料 金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契 約 に つ き	317円08銭
-------------	---------

ホ そ の 他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離

して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。

- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

19 低 圧 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契 約 電 力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。)についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表5（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものいたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表5（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,098円05銭
-----------------	-----------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット 時 につき	27円14銭	25円57銭

ハ そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたしま

す。

(6) そ の 他

変圧器，発電設備，蓄電池等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

20 臨 時 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契 約 電 力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が，5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は，次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき	273円28銭
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき 19（低圧電力）(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	32円57銭	30円68銭

(4) そ の 他

イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日ま

でが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

21 農 事 用 電 力

(1) 適 用 範 囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

また、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	473円84銭
---------------	---------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	22円89銭	21円71銭

(4) そ の 他

イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23 検 針 日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「検針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または 25 (使用電力量の計量) (7) の場合の料金の算定期間は、(1) に準ずるものといたします。この場合、(1) にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日(契約使用開始日に対応する日をいいます。)の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み(需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。)と前回の検針日における電力量計の読み(電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。)の差引きにより算定(乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。)いたします。

イ 23(検針日)(5)の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえ

た値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。

ロ 23（検針日）(6)の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 23（検針日）(7)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2) 計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。

(3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計

量した使用電力量を合算してえた値といたします。

- (6) 23（検針日）(2)または計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 6（使用電力量の協定）を基準として、お客さまとの協議によって定めます。
- (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 6（使用電力量の協定）を基準として、お客さまとの協議によって定めます。
- (8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

26 料 金 の 算 定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日 割 計 算

- (1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表 7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 7（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従

量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 7（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 7（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28 料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(5)の場合の料金については実際に検針を行なった日とし、23（検針日）(6)の場合の料金または 25（使用電力量の計量）(1)ハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月

のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なったときは、その日といたします。

ホ 農事用電力のお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

イ 当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

ロ お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日またはお客さまと当社との協議によって定めた毎月一定の日の翌日から起算して30日目といたします。

ハ 29（料金その他の支払方法）(7)の場合の支払期日は、翌月の料金の支払期日といたします。

(4) 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

29 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いは、次によります。

- イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。
- ハ (1)ハにより支払われる場合は、原則として、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 23（検針日）(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期

ごとに支払っていただくことがあります。

- (7) お客さまが料金を(1)ロにより支払われる場合は、1,000円を下回る料金については、当社は、(1)にかかわらず、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。ただし、この支払方法を承諾しないことをあらかじめ申し出ていただいた場合は、この限りではありません。

30 延 滞 利 息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して、年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

V 使用および供給

31 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

32 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。

33 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (2) その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務

34 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

へ 33（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

- (3) お客さまがその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

35 供給停止の解除

34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに（次

の場合を含みません。) 電気の供給を再開いたします。

- (1) 非常変災の場合
- (2) 夜間（午前 0 時から午前 9 時までの時間をいいます。）の場合で、要員の配置等の事情により、やむをえないとき。
- (3) その他特別の事情がある場合

36 供給停止期間中の料金

34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または託送約款等に定めるところにより当該一般送配電事業者等が接続供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯 A、従量電灯 B および公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

37 違 約 金

- (1) お客さまが 34（供給の停止）(2) イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1) の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内に当社が決定した期間といたします。

38 損害賠償および債務の履行の免責等

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めおよび需給契約に係る債務の履行の責めを負わず、また、お客さまの料金その他の債務の減免を行ないません。

- (2) 34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または44（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

39 設 備 の 賠 償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

40 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

41 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

42 需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

(2) 需給契約は、44（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

43 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費負担金等相当額の精算

(1) お客さま（定額電灯、従量電灯A、従量電灯B、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止

しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ハ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ニ 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

- (2) (1)の場合で、当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、臨時工事費として算定される金額と既に支払った工事費負担金との差額の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。

44 解 約 等

- (1) 34（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) お客さまが、42（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。

45 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 供給方法，工事および工事費の負担

46 供給方法および工事

- (1) 当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については，託送約款等に定めるところによるものといたします。
- (2) 託送約款等にもとづき当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めることとされている供給地点，架空引込線の引込線取付点，地中引込線によって接続を行なう場合の当該一般送配電事業者等の供給設備と接続する電気設備の施設場所，計量器等の取付位置および建物内に計量器等を取り付けた場合の扱いについては，原則としてお客さまと当該一般送配電事業者等との協議によって定めていただきます。

47 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当該一般送配電事業者等から，託送約款等にもとづき，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当該一般送配電事業者等から，工事完成后，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則としてお客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込を取消または変更される場合で，当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。

附 則

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、令和6年4月1日から実施いたします。

2 標準周波数についての特別措置

この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数60ヘルツで供給いたします。

群馬県の一部

3 料金についての経過措置

(1) 電化厨房住宅契約

イ 適用範囲

従量電灯Bまたは従量電灯Cとして電気の供給を受け、電磁誘導加熱調理器等の定格電圧200ボルトのクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で、この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則3（料金についての経過措置）(1)の適用を受けている場合に、令和6年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 料金

各月の料金は、従量電灯Bまたは従量電灯Cによって料金として算定された金額から(イ)によって算定された電化厨房住宅割引額を差し引いたものといたします。

(イ) 電化厨房住宅割引額

電化厨房住宅割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(ハ)に定める電化厨房住宅割引上限額を上回る場合の電化厨房住宅割引額は、(ハ)に定める電化厨房住宅割引上限額といたします。

電化厨房住宅割引額 = (ロ)の割引対象額 × 3パーセント

(ロ) 割引対象額

割引対象額は、その他季におけるその1月の使用電力量に16（従量電灯）(2)ニ(ロ)または(3)ホ(ロ)の該当料金を適用して算定された金額といたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のその他季におけるその1月の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。この場合、料金適用上の電力量区分は、別表7（日割計算の基本算式）(1)ロに準ずるものといたします。

(ハ) 電化厨房住宅割引上限額

電化厨房住宅割引上限額は、1月につき次のとおりといたします。ただし、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合の電化厨房住宅割引上限額は、その1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。

1 契 約 に つ き	550円00銭
-------------	---------

ハ そ の 他

(イ) 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(ロ) お客様がクッキングヒーターを取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、37（違約金）に準じて違約金を申し受けます。

(ハ) 当社は、27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、電化厨房住宅割引上限額の日割計算は、次によるものといたします。

a 電化厨房住宅割引上限額を日割りする場合

$$\text{電化厨房住宅割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

b 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、aの

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(二) 26（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

(2) 口座振替割引

イ 適用範囲

料金を29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる従量制供給のお客さまで、かつ、口座振替割引の適用を希望される場合に、令和6年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 契約の成立

口座振替割引は、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

ハ 料金

各月の料金は、従量電灯、臨時電灯B、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力または農事用電力によって料金として算定された金額から次の口座振替割引額を差し引いたものいたします。ただし、当該月における口座振替割引額は、従量電灯、臨時電灯B、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力または農事用電力によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回らないものいたします。また、その1月の料金がお客さまの指定する口座から1回目の振替日に引き落とされなかった場合は、当社は、次の口座振替割引額を差し引く前の料金として算定された金額と次の口座振替割引額を差し引いた料金として算定された金額との差額を原則として翌月の料金に加算し、その月の料金として申し受けます。

1 契 約 に つ き	55円
-------------	-----

(3) 一括前払契約

イ 適 用 範 囲

定額電灯または公衆街路灯Aとして電気の供給を受け、料金を29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われるお客さまで、かつ、この供給約款実施の際現に旧供給約款附則3（料金についての経過措置）(3)の適用を受けている場合に、ロの契約期間が満了するまでの間に使用される電気に適用いたします。

ロ 契 約 期 間

- (イ) 契約期間は、一括前払契約が成立した日から、料金適用開始の日以降12月目の検針日の前日までといたします。
- (ロ) 契約期間満了に先だって一括前払契約の消滅がない場合は、当該契約期間満了の日が令和6年9月30日以前のときに限り、一括前払契約は、契約期間満了後も12月ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 料金の適用開始の時期

料金適用開始の日は、お客さまの属する検針区域の検針日とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

ニ 前 払 対 象 期 間

前払対象期間は、お客さまに1回の支払いで料金を前払いしていただく対象の期間とし、お客さまにはあらかじめ次のいずれかを選択していただきます。

なお、契約期間満了に先だって、前払対象期間を変更することはできません。

(イ) 1 年 型

前払対象期間は、料金適用開始の日から12月目の検針日の前日までの期間といたします。

(ロ) 半 年 型

前払対象期間は、料金適用開始の日から6月目の検針日の前日まで

の期間および6月目の検針日から12月目の検針日の前日までの期間といたします。

ホ 前 払 額

- (イ) 前払額は、当該前払対象期間中の各月の予想月額料金の合計といたします。この場合、予想月額料金は、原則として前月の料金（前月の料金が一括前払割引額を差し引いたものである場合は、一括前払割引額を差し引く前の料金として算定された金額といたします。）から一括前払割引額を差し引いた金額といたします。

なお、当社は、前払額について利息を付しません。

- (ロ) お客様の前払額の支払義務は、当該前払対象期間の初日に発生いたします。

- (ハ) お客様の前払額は、支払期日までに支払っていただきます。

- (ニ) お客様の前払額の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して20日目といたします。ただし、お客様と当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一括して請求することとした場合のお客様の前払額の支払期日は、一括して請求する前払額のうちその月で最後に支払義務が発生する前払額の支払義務発生日の翌日から起算して20日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または休日に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

- (ホ) お客様が前払額を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、一括前払契約を解約いたします。この場合、一括前払契約は、当該前払対象期間の初日に消滅したものといたします。

ヘ 料 金

各月の料金は、定額電灯または公衆街路灯Aによって料金として算定された金額から次の一括前払割引額を差し引いたものといたします。この場合、当社は、前払額を各月の料金に順次充当いたします。

1 契 約 に つ き	1 年 型	11円00銭
	半 年 型	8 円80銭

ト 前払額の精算

- (イ) 当社は、前払対象期間終了後、前払額と当該前払対象期間中の各月の料金の合計との差額を精算するものいたします。ただし、前払対象期間満了に先だって一括前払契約が消滅した場合には、前払額と当該前払対象期間中の一括前払契約の消滅日の前日を含む月までの各月の料金の合計との差額を精算するものいたします。
- (ロ) (イ)により精算する場合のお客さまに支払っていただく金額（以下「不足額」といいます。）の支払義務は、当該前払対象期間の最終月の検針日に発生するものいたします。ただし、一括前払契約が消滅する場合の不足額の支払義務は、原則として一括前払契約の消滅日に発生するものいたします。
- (ハ) 当社は、一括前払契約が消滅する場合を除き、不足額については、翌前払対象期間の前払額に加算して申し受けます。
- (ニ) 不足額は、支払期日までに支払っていただきます。
- (ホ) 不足額の支払期日は、前払額の支払期日に準ずるものいたします。
- (ヘ) お客さまが不足額を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、30（延滞利息）に準じ、延滞利息を申し受けます。ただし、お客さまが不足額を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合であっても、当社は、延滞利息を申し受けます。
- (ト) お客さまが不足額を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。
- (チ) 当社は、(イ)により精算する場合のお客さまにお返しする金額（以下「過払額」といいます。）については、翌前払対象期間の前払額から減算してお返しいたします。ただし、一括前払契約が消滅した場合の過

払額については、すみやかにお返しいたします。

- (リ) 当社は、前払対象期間中に前払額が著しく不足すると見込まれる場合には、当該前払対象期間満了に先だって、追加して前払額を申し受けることがあります。

チ 一括前払契約の廃止

- (イ) お客さまが一括前払契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

なお、この場合には、廃止期日は、電気の需給契約が消滅する場合を除き、通知日以降のお客さまの属する検針区域の検針日としていただきます。

- (ロ) 一括前払契約は、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、電気の需給契約が消滅する場合は、電気の需給契約が消滅した日に一括前払契約が消滅したものといたします。

4 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

- (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

- (2) 料金は、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応

する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯Aの場合は適用いたしません。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Aの場合は料金といたします。）は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

5 公衆街路灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。

(1) 契 約 容 量

契約容量は、0.5キロボルトアンペアといたします。

(2) 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯Aに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の8キロワット時まで	317円08銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	29円97銭

(3) その他の事項については、公衆街路灯Bに準ずるものといたします。ただし、27（日割計算）の適用については、従量電灯Aに準ずるものといたします。

6 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 契 約 電 力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料 金

料金は、1年（毎年4月1日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	0.5キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3 キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
最初の30日まで	5,234円96銭	7,938円94銭	13,020円48銭	18,154円07銭	3,703円94銭
30日をこえる1日につき	58円27銭	101円09銭	202円29銭	300円07銭	92円29銭

ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。

契 約 電 力	0.5キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	30銭0厘	60銭1厘	1円20銭1厘	1円80銭2厘	60銭1厘

(3) 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とい

たします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。

7 電力需要の基本料金についての経過措置

(1) 低圧電力、臨時電力（従量制供給の場合に限ります。）または農事用電力として電気の供給を受けるお客さまが令和6年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用する基本料金は、19（低圧電力）(5)イもしくはハ、20（臨時電力）(3)ロ(イ)または21（農事用電力）(3)イにかかわらず、次のとおりといたします。ただし、(2)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

イ 低 圧 電 力

(イ) 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,155円84銭
---------------	-----------

(ロ) 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 臨 時 電 力

基本料金は、1月につきイ(イ)の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、イ(イ)の該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ハ 農 事 用 電 力

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	473円84銭
---------------	---------

(2) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって(3)により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（19〔低圧電力〕(4)ロにより契約電力を定める場合または19〔低圧電力〕(4)ロに準じて契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(3) 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100_{\text{パーセント}} \times \left\{ \begin{array}{c} \text{電熱器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\} + 90_{\text{パーセント}} \times \left\{ \begin{array}{c} \text{力率90}_{\text{パーセント}} \\ \text{の機器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\} + 80_{\text{パーセント}} \times \left\{ \begin{array}{c} \text{力率80}_{\text{パーセント}} \\ \text{の機器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\}}{\text{機 器 総 容 量}}$$

(4) そ の 他

イ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 力率を変更したことにより、料金に変更があった場合は、26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

ハ その他の事項については、本則の低圧電力、臨時電力または農事用電

力に準ずるものといたします。

8 この供給約款の実施にともなう切替措置

この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、
26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を
算定いたします。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

す。

b 臨時電灯 A および臨時電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)

にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

2 燃 料 費 調 整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格
 $\alpha = 0.0048$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(イ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (86,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、129,200円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が129,200円を上回る場合
平均燃料価格は、129,200円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (129,200\text{円} - 86,100\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

- (ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

ニ 燃 料 費 調 整 額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A および臨時電力

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	71 銭 0 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 41 銭 8 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2 円 83 銭 7 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4 円 25 銭 5 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	7 円 9 銭 2 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	7 円 9 銭 2 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 11 銭 9 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 円 23 銭 7 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	4 円 23 銭 7 厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 7 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	11 銭 4 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	11 銭 4 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 14 銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 14 銭 3 厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 20 銭 1 厘
---------------------	--------------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	18銭3厘
-------------	-------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

3 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

- (イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

- (ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

- (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量(入力)を算定いたします。

4 負荷設備の入力換算容量

- (1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ け い 光 灯

	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) × 125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 200 パーセント	

ロ ネ オ ン 管 灯

2 次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3, 000	30	80	30
6, 000	60	150	60
9, 000	100	220	100
12, 000	140	300	140
15, 000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水 銀 灯

出 力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）

は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力(ワット) × 133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ 3 相誘導電動機

換 算 容 量（入力〔キロワット〕）
出力(馬力) × 93.3 パーセント
出力(キロワット) × 125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク 以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク 超過 125キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク 超過 150キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下		3

(4) 電 気 溶 接 機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合
入力(キロワット) = 最大定格 1 次入力(キロボルトアンペア)
×70パーセント

ロ イ以外の場合

入力(キロワット) = 実測した 1 次入力(キロボルトアンペア)
×70パーセント

(5) そ の 他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 契約容量および契約電力の算定方法

16 (従量電灯) (3)ニ(ロ)または 19 (低圧電力) (4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントといたします。)を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

6 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

- (1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

- イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \begin{matrix} \text{協定の対象と} \\ \text{なる期間の日数} \end{matrix}$$

- ロ 前 3 月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前 3 月間の使用電力量}}{\text{前 3 月間の料金の算定期間の日数}} \times \begin{matrix} \text{協定の対象と} \\ \text{なる期間の日数} \end{matrix}$$

- (2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

- (3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \begin{matrix} \text{協定の対象と} \\ \text{なる期間の日数} \end{matrix}$$

- (4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、託送約款等に定めるところに準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm\text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

7 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従量電灯 A

$$\text{最低料金適用電力量} = 8\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯 B および従量電灯 C

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ニ) 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものいたします。）の属する月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。